

公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 26 年 6 月

公認会計士・監査審査会

本冊子について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規定第16条に基づき、平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

なお、読者の便宜を図るために、一部、平成25年3月31日以前の情報及び平成26年4月1日以降の情報も記載しています。

○公認会計士・監査審査会運営規定

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室総務第一係
03-3506-6000(内線2440)

目 次

はじめに	1
------------	---

【本編】

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会	3
2. 事務局	3

第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説	5
2. 監査事務所に対する審査及び検査の基本方針等	7
(1) 審査及び検査の基本方針	7
(2) 審査基本計画及び検査基本計画	9
3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況等	11
(1) 協会による品質管理レビューの状況	11
(2) 品質管理レビューに対する審査の状況	12
(3) 監査事務所に対する検査の状況	15
(4) 金融庁長官に対する勧告の状況	15
(5) 情報発信	16
(6) 外国監査法人等に対する検査・監督に関する枠組み	17
4. 関係機関との連携	19
(1) 日本公認会計士協会との連携	19
(2) 証券取引所との連携	20
(3) 日本証券業協会との連携	20
(4) 日本監査役協会との連携	20
(5) 金融庁関係部局との連携	20
(6) 國際的監査事務所のネットワークとの連携	21
5. 今後の課題	21

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説	24
(1) 試験制度の概要	24
(2) 試験制度の見直し(平成15年法改正)	24
(3) 現行試験の概要	24
2. 公認会計士試験の実施状況	27
(1) 平成25年公認会計士試験	27
(2) 平成26年公認会計士試験	29

3. 受験者等への情報発信	29
(1) 広報活動	29
(2) 試験結果等に係る開示項目の拡大	30
4. その他	30
(1) 公認会計士試験合格者等を巡る状況への対応	30
(2) 公認会計士試験事業に係る市場化テストの実施	30
(3) 節電対策を踏まえた対応	31
5. 今後の課題	31

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説	32
2. 事案の概要	32

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説	37
2. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)	37
(1) 組織等	37
(2) 活動状況	40
3. 二国間での協力	41
4. 今後の課題	42

第6章 公認会計士の魅力向上に向けた取組

1. 概説	44
2. 今後の課題	44

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

1－1 公認会計士・監査審査会発足の経緯	48
1－2 第4期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	50

2 審査及び検査関連資料

2－1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続	51
2－2 審査及び検査の基本方針 —より実効性のある監査の実施に向けて—	52
2－3 公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針	58
2－4 外国監査法人等に対する検査監督の考え方	70
2－5 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告 徴収・検査に関する基本指針	73

2－6	平成 25 年度の審査基本計画及び検査基本計画	86
2－7	東京中央監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	91
2－8	「監査事務所検査結果事例集」について	92

3 公認会計士試験実施関連資料

3－1	公認会計士試験制度の概要	96
3－2	平成 25 年公認会計士試験合格者調	97
3－3	平成 25 年度の講演会の開催状況	103
3－4	平成 25 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について	104
3－5	平成 25 年公認会計士試験の合格発表について	106
3－6	公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン（平成 25 年度改訂）	111
3－7	公認会計士試験事業に係る「民間事業者による対象公共サービスの実施状況」（平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月）について	115
3－8	平成 25 年公認会計士試験論文式試験の試験場について	122

4 諸外国の関係機関との協力関連資料

4－1	第 13 回監査監督機関国際フォーラム（ノールドワイク会合）について	123
4－2	第 13 回監査監督機関国際フォーラム プレリリース（仮訳）	124
4－3	EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN FSA AND CPAAOB AND CSSF	126

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、米国等における一連の不正会計事件による会計不信の世界的な高まりを背景に、欧米での監査監督機関の設立と併行して、平成16年4月、独立して職権行使する機関として金融庁に設置されました。その発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んできました。

こうした中、審査会は、平成25年4月から第4期目（平成25年4月～平成28年3月）に入り、新たな体制で活動を開始しております。審査会発足から10年目を迎えた平成25年度においては、監査事務所における監査業務の適切性の確保により会計・監査の質の向上を図るため、日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）による品質管理レビューに対する審査及び検査のより効果的かつ効率的な実施を図ったほか、職業的専門家を輩出する公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、試験結果に係る開示項目の拡大などによる受験者への情報発信の充実や公認会計士試験の円滑な実施に取り組むなど、これまで築き上げてきた実績を踏まえつつ、着実な業務の遂行に努めました。

1. 本年度を振り返って

審査及び検査については、第4期における「審査及び検査の基本方針」及び「平成25年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施し、当該検査の結果、1監査法人に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対し勧告しました。そして、最近の検査で確認された事例等を踏まえ、監査事務所における品質管理上の問題点や審査会としての期待水準等を記載した「監査事務所検査結果事例集」を作成・公表し、協会や同地域会、証券取引所等において、公認会計士、監査役、上場会社役員等に対する講演を実施しました。さらに、検査等で把握した業界横断的な問題点等について、協会や金融庁の関係部局、証券取引所等の市場関係者との間で積極的な意見交換を行うなど、情報発信にも努めました。また、審査会として初めてとなる海外所在の監査事務所に対する検査を実施するため、態勢整備に取り組みました。

公認会計士試験については、平成25年5月（平成25年第Ⅱ回短答式）、平成25年8月（論文式）、平成25年12月（平成26年第Ⅰ回短答式）に各試験を実施したほか、多様な人々が試験に挑戦することを促す観点から、大学を中心に公認会計士の使命等をテーマとした講演を行うなど学生を対象とした啓蒙にも努めました。

諸外国の関係機関との協力については、平成25年4月に開催された第13回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR（イフィアール）：International Forum of Independent Audit Regulators）会合（オランダ ノールドワイク開催）に参加しました。ノールドワイク会合では、新しいオフィサー（議

長・副議長)の選任や今後の業務計画の合意、日本が初めて IFIAR ワーキング・グループの議長を務めることとなった執行ワーキング・グループの新設に関する検討が行われました。また、6 大監査ネットワークにおける監査品質の改善に関する進捗状況等をテーマに、各国監査監督機関等と積極的な意見交換を行うなど、国際的な協力関係の構築・充実に努めました。

2. 今後の課題

以上のような取組を通じ、審査会はこの 1 年、監査の品質向上と投資者の資本市場に対する信頼の向上等を図るため業務に取り組んできました。

一方、企業活動の多様化、複雑化、グローバル化が一層進展する中にあって、公認会計士監査の充実・強化に向けた取組の重要性は一層増しています。

審査会としては、このような状況に適切に対応するため、質、量の両面における事前及び事後の情報収集分析体制の強化や、リスクベースアプローチ等による検査の機能向上、情報発信の強化等を図り、監査事務所に対するより実効的な検査を実施していくとともに、審査・検査の結果を協会にフィードバックし、協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促す必要があります。

また、多様な人々に公認会計士試験に挑戦していただくことが、結果として、会計・監査の質の向上や企業財務情報の信頼性の向上にも資するという考え方の下、引き続き公認会計士試験の円滑な実施や受験者にとって有益と考えられる情報の積極的な発信に努めていく必要があります。

会計・監査は金融・資本市場を支えるインフラであり、言わば公共財であることから、会計・監査の専門家である公認会計士については、活動フィールドの拡大を図ること等によって資格の魅力を高め、優秀な人材を確保することが必要であり、金融庁や協会、市場関係者等と緊密に連携し、公認会計士資格の魅力の向上に向けた施策を講じていく必要があります。

さらに、企業活動のグローバル化が一層進展する中にあって、IFIAR における我が国のプレゼンスを高めるとともに、各国当局との更なる連携強化やグローバル人材の育成・確保を図ることにより、我が国の会計・監査制度に対する国際的な信頼を確保する必要があります。

平成 26 年度は、第 4 期審査会の 2 年目として、こうした問題意識に立ちつつ、引き続き資本市場に対する信頼の向上等に向けて取り組んでまいります。

平成 26 年 3 月

公認会計士・監査審査会会長

千代田 邦夫

第1章 組織

1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成16年4月設置。P48 資料1－1参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者の中から、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である（法第36条、37条の2、37条の3）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、37条の4）。

平成25年4月1日から、千代田会長、廣本常勤委員のほか、非常勤委員8人の計10人の構成で、第4期（平成25年4月～平成28年3月）の活動を行っている（P50 資料1－2参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに協会に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士、監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

（注）我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の財務書類について監査証明業務を行う外国所在の者をいう。

2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議並びに事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査、協会の事務の適切性についての審査、監査法人等及び外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

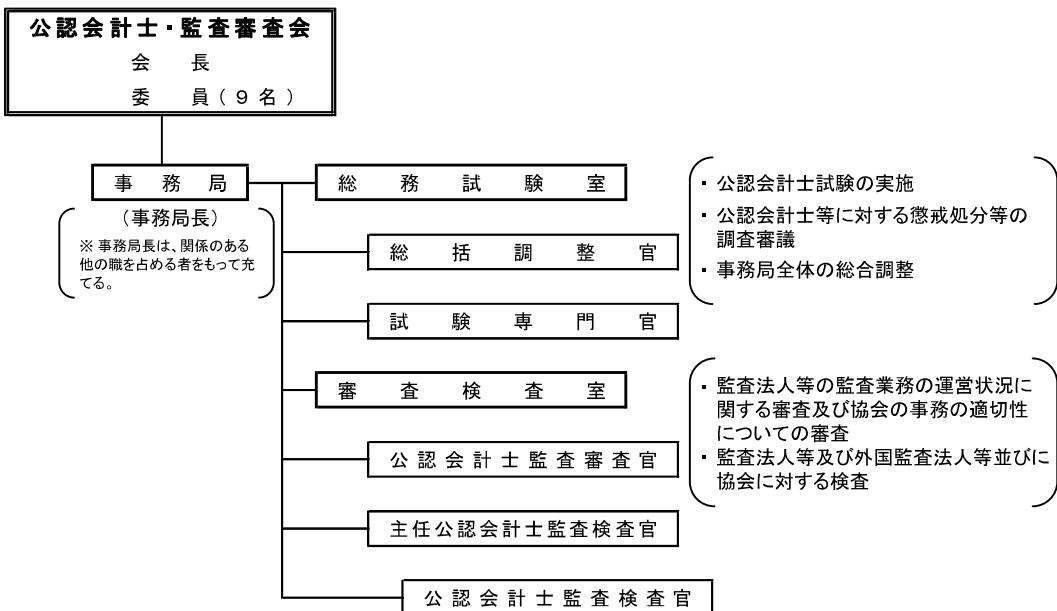
事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員

され、平成 25 年度末の定員は、総務試験室 14 人及び審査検査室 42 人の計 56 人となっている。

《事務局の定員の推移》 (年度末ベース)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	7
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26

《公認会計士・監査審査会の機構図》



第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化され、審査会が当該レビューをモニタリングすることとされた。

また、平成19年6月の法改正においては、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等について、我が国当局の検査・監督の対象とされ、報告徴収及び立入検査を審査会が行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・ 協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・ 上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査等（法第46条の12第1項、49条の3第1・2項）
- ・ 外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

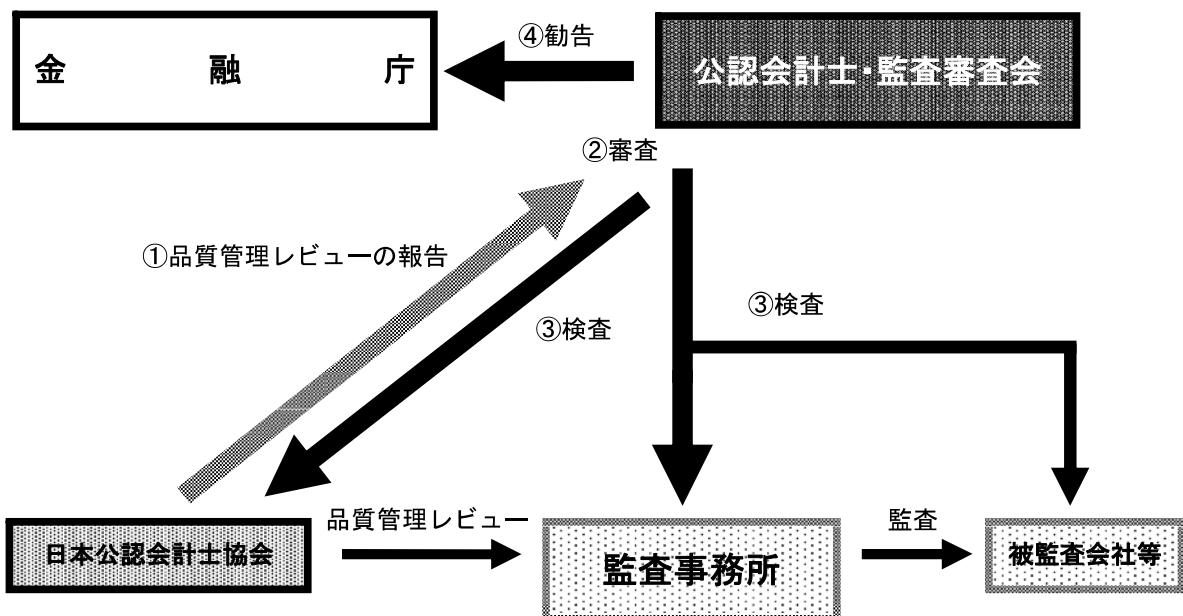
これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P51資料2-1参照）。

また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

（注）品質管理レビューとは、監査の品質管理状況のレビューとして協会が行うものであり、法第46条の9の2で規定している「協会による法第2条第1項業務の運営状況の調査」の趣旨を踏まえ実施されているものである。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けることである。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビュー報告

協会は原則として3年に1度(協会が必要と認めた場合は2年に1度等に短縮)、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所、その他監査事務所の監査業務に關係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

(注) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3. (6) イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」(P18) を参照。

2. 監査事務所に対する審査及び検査の基本方針等

(1) 審査及び検査の基本方針

審査会は、発足後 10 年目を迎えるに当たり、第 1 期から第 3 期まで（平成 16 年 4 月～平成 25 年 3 月）の審査及び検査の実績を踏まえつつ、監査の品質の一層の向上という観点に加え、審査及び検査を通じ監査事務所の行う監査の実効性向上を図るという観点から、第 4 期（平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月）における「審査及び検査の基本方針－より実効性のある監査の実施に向けて－」を策定し、平成 25 年 4 月 26 日に公表した（詳細は P52 資料 2－2 参照）。

<基本方針の内容>

ア 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、近年の企業の会計不正事案を契機として監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、実効的な監査の実施など、監査事務所による監査に対する国民の期待は大きく、この期待に対応するため、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に發揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。

また、審査及び検査で得られた有益な情報については、協会等の関係先との意見交換において提示するほか、IFIAR 等を通じ、各国当局と連携を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信を一層強化する。

イ 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とし、

- ・ 関係先との積極的な連携により情報の共有を図る
- ・ 協会等と双方向の議論等を行う
- ・ 各国当局との連携等を通じて検査手法等の充実に取り組むこととする。

ウ 審査基本方針

審査会は、協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、関係者か

ら報告又は資料の提出を求めるとともに、関係先とも意見交換を行うなどして情報の収集を行い、監査事務所における監査業務の運営の状況に係る分析等の審査を行う。

審査は、次の考え方に基づき実施することとする。

- **監査の品質管理の確実な定着**

近年の企業会計不正事案の発生に鑑みると、監査の実効性を上げていくことが重要であることから、監査の実効性が確保されるよう、品質管理が監査事務所において適切に実施されているかどうかに重点を置いた審査を実施することとし、監査事務所に対して、適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

- **審査における実効性の確保**

協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告等に加え、関係先から得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令、監査基準等の改正や監査業界を巡る横断的なテーマ等については、審査を実施する上で特に留意すべき事項であることから、このような共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。

さらに、監督当局に行政処分その他の措置をとるよう勧告した検査案件以外で、検査結果として通知した問題点について、その後の品質管理の状況を確認する観点から、検査結果通知から一定期間経過後に、必要に応じて、報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

エ 検査基本方針

審査会は、審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

検査基本方針においては、検査対象ごとに、どのような場合に検査が必要と認められるかについて、それぞれ具体的に記載し、別途定める「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」(P58 資料2-3 参照)に従って実施することとする。

また、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査については、平成21年9月に公表した「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(P70 資料2-4 参照)及び平成22年1月に公表した「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(P73 資料2-5 参照)に従って実施することとする。

(参考) 審査及び検査の基本方針（第1期～第3期）

第1期（平成16年4月～平成19年3月）においては、「監査の信頼性確保のため一審査基本方針等一」を策定し、公表した（平成16年6月）。これを踏まえ、第1期においては、「監査の品質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応」と「監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

第2期（平成19年4月～平成22年3月）においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等一」を策定し、公表した（平成19年6月）。これを踏まえ、第2期においては、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」と「新しい事態への対応」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

第3期（平成22年4月～平成25年3月）においては、第2期の審査及び検査の実績を踏まえ、「審査及び検査の基本方針一監査の品質の一層の向上のために一」を策定し、公表した（平成22年6月）。これを踏まえ、第3期においては、「監査の品質管理の確実な定着」「協会の品質管理レビューの機能向上」「効果的な審査の実施」を基本的な考え方とし、審査及び検査を実施した。

（2）審査基本計画及び検査基本計画

審査会は、毎年度、当該年度における審査・検査の方向性を示すものとして、審査基本計画及び検査基本計画を策定している。

平成25年度においても、上記の審査及び検査の基本方針を踏まえ、個別監査業務に係るリスクの所在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検証を行うこと、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証を行うことなどを盛り込んだ「平成25年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成25年4月26日に公表した（P86資料2－6参照）。

＜審査基本計画及び検査基本計画の概要＞

審査会検査や協会の品質管理レビューの結果、一部の監査事務所について、依然として品質管理のシステムの整備等や自主的な改善が不十分な事例が確認されているほか、近年の企業会計不正事案の発生を踏まえ、監査の実効性を向上させることが重要である。

ア 審査基本計画

審査基本計画においては、協会の品質管理レビュー報告等のほか、協会等関係先との意見交換を行い、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を実施することとしている。

また、協会の品質管理レビューの一層の実効性向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされること、また、業界横

断的な問題への対応も含めた協会による強力な指導性の発揮が期待されることから、協会の品質管理レビュー制度の適切性を総括的に検証することとしている。

さらに、監査事務所における監査の品質管理について、その適切な定着を促す観点から、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心に見られがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証することとしている。

イ 検査基本計画

協会の品質管理レビューは、大手監査法人（上場会社 100 社以上を被監査会社とする、又は、常勤の監査実施者が 1,000 名以上在籍する監査法人）に対しては 2 年に 1 度の頻度で実施されている。検査基本計画においては、このような大手監査法人については、その資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビュー報告の審査結果に基づき、原則として検査を実施することとしている。また、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所についても、必要に応じて検査を実施することとしている。

これらの検査に当たっては、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務に係るリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検証に積極的に取り組むこととしている。

中小規模監査事務所については、最近の審査・検査や品質管理レビューの結果において、監査人の交代に伴うリスク評価、業務管理体制の整備及び品質管理レビューの指摘事項に対する改善等に問題がある事例が散見されている。このため、検査基本計画においては、このような監査事務所に対し、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビュー報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとしている。

審査及び検査の事後的な対応として、検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証するため、報告収集を実施することとしている。その際、金融庁の監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証を行い、当該確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー報

告に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、審査及び検査のシームレスな運用を行うこととしている。さらに、審査及び検査結果の深度ある分析によって、業界横断的な問題点等を抽出し、協会等関係先との意見交換等を実施するなどして、監査の品質の確保・向上を図ることとしている。

3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況等

監査事務所（公認会計士又は監査法人）は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、その名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。平成25年度末現在、公認会計士登録者数は26,260人、監査法人数は216法人であり、監査法人における営業収入の約8割が監査証明業務となっている。

(参考)

	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
公認会計士登録者数	20,038	21,325	23,119	24,964	26,260
監査法人数	198	208	213	214	216

(1) 協会による品質管理レビューの状況

平成25年度の協会による品質管理レビューは、93件（監査法人63件（公認会計士共同事務所2件を含む。）、公認会計士30件）に対して実施されており、平成26年3月31日までに、61件についての報告を受けた（注）。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

（注）品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する改善計画書
- ・ レビュー調書等

ア 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	25年						26年			合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	11	15	0	17	23	14	10	3	0	93

イ 品質管理レビューの実施結果

審査会に報告された 61 件に対する品質管理レビューの結果のうち、55 件に改善勧告事項があり、その実施結果に基づく結論の状況は以下のとおりである。

- ・ 限定事項のない結論 57 件（監査法人 36 件、公認会計士 21 件）
- ・ 限定事項付き結論 4 件（監査法人 0 件、公認会計士 4 件）
- ・ 否定的結論 該当なし

また、平成 25 年度は、フォローアップ・レビュー（注）が 72 件（監査法人 45 件、公認会計士 27 件）実施されており、平成 26 年 3 月 31 日までに報告を受けた 59 件のフォローアップ・レビュー実施結果は以下のとおりである。

- ・ 改善措置済み 53 件（監査法人 32 件、公認会計士 21 件）
- ・ 改善措置が不十分 6 件（監査法人 2 件、公認会計士 4 件）

（注）フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等による是正措置の状況等を確かめることにより、改善措置の状況を確認する。

（2）品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査の対象及び観点

平成 25 年度の審査対象は、協会が平成 24 年度及び平成 25 年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成 24 年度品質管理レビューの実施結果に基づく結論は次のとおりである。なお、平成 25 年度品質管理レビューについては、平成 26 年 3 月 31 日までに報告を受けた 61 件について、順次審査に着手している。

«品質管理レビュー報告書（平成 24 年度）»

（監査事務所数）

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計 (c)
	(a)	a/c	(b)	b/c	—	(c)	
監査法人	51	91.1%	5	8.9%	—	—	56
公認会計士	29	74.4%	10	25.6%	—	—	39
合計	80	84.2%	15	15.8%	—	—	95

（注）95 件全てに改善勧告事項がある。

審査会の審査は、品質管理レビューに関する報告の分析、ヒアリングや報告徴収結果の検証等を行っており、その観点は以下のとおりである。

- ・ 協会による品質管理レビューの適切性
- ・ 監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・ 個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

イ 報告徴収

品質管理レビュー対象監査事務所のうち、検査対象とならなかった監査事務所については、品質管理レビューの改善状況等の重点的検証、監査を取り巻く問題の実態把握等のため報告徴収を実施しているが、実効性のある監査の実施に向けて、できるだけ多くの監査事務所を検証するとの観点から、本年度は、前年度に比して多くの重点的検証及び実態把握に係る報告徴収を実施した。また、同様の観点から、できるだけ、監査事務所を訪問するなど対面の方式によることとした。

(ア) 重点的検証に係る報告徴収

審査会は、審査基本計画及び検査基本計画（P86 資料2－6参照）において、「監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心に見られがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する」としている。

これに基づき、平成25年度においては、平成24年度に協会の品質管理レビューを受けた95の監査事務所のうち、監査の品質管理の状況を確認する必要があると認められた61監査事務所に対して報告徴収を実施した。また、併せて監査業界を取り巻く課題の実態を把握するため、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況、被監査会社に対する監査事務所の報酬依存度が15%を超える場合の対応及び「監査における不正リスク対応基準」への対応等についての報告も求めた（平成25年8月実施）。

(イ) 実態把握に係る報告徴収

平成24年度の品質管理レビューの結果、直ちに監査の品質管理の状況を確認する必要があるとは認められないものの、監査業界を取り巻く課題の実態を把握するため、9監査事務所に対して、監査人と監査役とのコミュ

ニケーションの状況、被監査会社に対する監査事務所の報酬依存度が15%を超える場合の対応等に加え、新たに「監査における不正リスク対応基準」への対応、犯罪収益移転防止法への対応等について報告徴収を実施した（平成25年8月実施）。

《重点的検証及び実態把握に係る報告徴収実績》

	25年度報告徴収実績				24年度報告徴収実績	
	報告徴収実施先数 (a)		24年度 品質管理 レビュー 実施先数 (b)	報告徴収 実施率 a/b	報告徴収 実施先数 (c)	23年度 品質管 理レビ ュー実 施先数 (d)
	重点的 検証	実態 把握				
監査事務所	70	61	9	95	73.7%	58
監査法人	34	28	6	50	68.0%	66
個人事務所（注）	36	33	3	45	80.0%	8
						75.8%
						20
						40.0%

（注）公認会計士共同事務所を含む。

（ウ）検査結果通知後の報告徴収

審査会は、審査及び検査の基本方針（P52 資料2-2参照）において、「検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所における監査業務の運営の状況等について報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする」とし、これを受け、審査基本計画及び検査基本計画（P86 資料2-6参照）において、「検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証する」としている。

平成25年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち7件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。また、併せて監査業界を取り巻く課題の実態を把握するため、監査人と監査役とのコミュニケーションの状況への対応等についても報告を求めた。

ウ 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果に基づき、監査事務所に対する検査の実施等について審議し、また、監査事務所に対する検査結果に基づき、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告等について審議することとしている。

平成 25 年度においては、平成 24 年度品質管理レビュー（対象：監査事務所 95 件）について審議し、監査事務所 10 件に対して検査を実施するとともに、平成 23 年度品質管理レビューに基づく報告徴収結果についても審議し、監査事務所 3 件に対して検査を実施した。また、検査の結果について審議し、監査事務所 1 件について金融庁長官に対して勧告した。

《協会の品質管理レビューに係る審議状況》（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	24 年度	25 年度
i . 品質管理レビューに係るもの（注）	86	95
ii . 監査事務所への検査の実施を議決したもの	11	13
iii . 行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を議決したもの	2	1

（注）原則として、前年度に実施された品質管理レビューに係るものと審議することとしている。

（3）監査事務所に対する検査の状況

平成 25 年度において、審査会は、審査基本計画及び検査基本計画（P86 資料 2－6 参照）に基づき、平成 24 年度品質管理レビューに係るものとして監査事務所 10 件に、また、平成 23 年度品質管理レビューに係るものとして監査事務所 3 件に、合計 13 件の監査事務所に対して検査を実施している。

なお、本年度においては、限られた人員等の中で、特に監査事務所における業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努めるとの観点から検査を実施することとし、そのために必要な検査班の編成に留意したことや検査官を有効活用し効率的な検査を実施するために運用を弾力的に行なった。その結果、検査実績は、機動的な検査の活用等とあいまって、昨年度の 11 件に比し 2 件増加している。

また、本年度は、検査対象事務所に有効な改善を促すために、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因の検証のみならず、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明に重点をおいて検査を行なった。

（4）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、東京中央監査法人を検査した結果、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、以下のとおり、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（平成 26 年 2 月 24 日。P91 資料 2－7 参照）。

ア 当該監査法人は、監査契約の解除等により資金繰りが逼迫し、法人代表者からの資金借入れを余儀なくされるなど厳しい環境の中、過度に人件費や経費を抑制した経営を行っている。このため、社員の退任が発生したもの、必要な人材の採用を行わず、実質3名の社員による業務運営を行っている。さらに、社員それぞれの役割分担を明確にしないまま、収益確保のため監査業務の実施に重きを置いたことから、品質管理責任者が実質的に不在となっているなど、監査法人として組織的な監査を実施する態勢ができていない。

また、業務執行社員は、職員の離職により自ら監査手続を実施せざるを得ない中、監査チームにおける他の業務執行社員等に対する指導・監督を十分に実施しておらず、他の業務執行社員等が作成した監査調書の査閲を行っていない。

このように、当該監査法人は品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不適切かつ不十分である。

イ 監査業務の実施については、監査計画と実施した監査手続との間に不整合が生じているほか、実証手続や会計上の見積りの監査手続、経営者確認書の入手等の監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査計画の適切性並びに収集した監査証拠の十分性及び適切性の評価ができるおらず、監査の基準に規定されている基本的な監査手続が実施されていない監査業務が広範に認められる。

ウ 監査業務に係る審査については、監査の基準の改正に留意した監査計画の審査を実施しておらず、また、監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手しているかについて批判的な観点から審査を行っていないなど、監査実施上の問題点を審査において指摘できておらず、審査態勢は著しく不十分である。

エ 協会の品質管理レビュー及び定期的な検証の指摘事項については、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定並びに監査実施者に対する指示・監督及び監査調書の査閲等について、改善が不十分な事項や未改善となっている事項が広範に認められており、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

(5) 情報発信

ア 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

審査会は、監査事務所の監査の品質の維持・向上を図る観点から、平成20年2月に公表した事例集について毎年度見直しを行っており、平成

25年度においては、平成24年度までの検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、事例の追加・削除等の見直しを行い、平成25年7月に公表した（P92資料2－8参照）。また、英語版についても同様に見直しを行い同時期に公表した。

なお、事例集では、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」、「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、検査における着眼点、検査結果の概要（指摘事例及び発生原因、評価できる事例）、監査事務所に求められる対応等を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介している。

イ 検査結果（事例集）についての講演等の実施

審査会は、適切な監査手続の実施に資するため、検査結果について、協会等の関係機関が実施する研修会に積極的に参加し、講演等を行っている。

平成25年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進のため、公認会計士を対象に、協会において、平成25年9月から10月にかけて全国7地域で8回講演を行ったほか、外部監査の実態把握等のために事例集が広く参照されるよう、監査役を対象に、日本監査役協会において、平成25年11月に2回講演を行った。

また、事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、関係機関の機関紙等に掲載するなど、内容の周知を行った。

ウ 審査会の活動状況等に関する講演の実施

審査会は、上場会社等の監査役や公認内部監査人等の市場関係者に対して講演を行い、審査会の活動状況及び今後の課題について紹介している。

平成25年度においては、日本監査役協会、日本内部監査協会、日本証券アナリスト協会、資本市場研究会等において講演を行い、審査会が監査法人に対する検査等を通じて把握した諸課題等について講演を行った。

（6）外国監査法人等に対する検査・監督に関する枠組み

ア 外国監査法人等の届出

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務諸表について外国監査法人等が法に定める監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣（法の規定により金融庁長官に委任）に届け出ることが求められている（平成26年3月31日現在、31か国、86監査法人等）。

《外国監査法人等の届出状況》

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

	国・地域数	監査法人等数
北米	3	14
中南米	2	2
欧州	15	43
アジア・大洋州	10	26
中東	1	1
計	31	86

イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成 21 年 9 月に公表した（P70 資料 2－4 参照）。

また、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成 22 年 1 月に公表した（P73 資料 2－5 参照）。

当該考え方及び基本指針では、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取決め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、当該国当局の検査・監督に依拠することが見込まれない 6 か国・23 の外国監査法人等に対して実施した報告徴収により提出された資料の内容について分析・評価を行った。

その結果、総体的には、重大な問題は認められなかつたものの、当該国当局の監査人監督制度及び外国監査法人等に内在すると推定される固有リスクを考慮すると、外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか確認・検証する必要が認められた。

エ　外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した報告徴収に係る分析・評価の結果を踏まえ、外国監査法人等に対する検査の実施に向けての具体的な検討や検査を実施するための態勢整備に取り組むとともに、当該国当局との一層の連携強化を図っている。

4. 関係機関との連携

監査の品質の維持、向上を図るためにには、監査事務所が行う監査の実効性の確保だけでなく、監査事務所や監査先である被監査会社（個別企業等）を取り巻く関係先とも一層の連携強化を行い、監査を巡る共通課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会、証券取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

さらに、近年における被監査会社の海外進出の加速化等を受けて、グローバルな観点からの監査の実効性の確保が重要となっており、国際的監査事務所のネットワークにおけるメンバーファームに対するレビューの実態把握が喫緊の課題であったことから、大手ネットワークの幹部やレビューアーとの意見交換も実施した。

（1）日本公認会計士協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的に審査・検査を実施している。協会は、品質管理レビューの担い手であることから、レビュー実施態勢の強化などを通じ、より一層の実効性の向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理がなされるものと考えられる。このため、審査・検査を通じて把握した問題点等について、協会の会長等幹部や協会レビューアーとの間で双方の議論を行うなど、協会との情報共有、連携の強化に取り組んでいる。

特に、平成25年度においては、従前から協会と意見交換を行ってきた品質管理レビュー制度の見直しについて、平成25年4月に協会のプロジェクトチームから「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」が公表されたこと等を踏まえ、見直しの実施に向けた品質管理審議会及び品質管理委員会との意見交換を実施した。その他金融機関の監査に関する業種別委員会との意見交換、マネロン・テロ資金対策義務の遵守を確実にするための方策としての犯罪収益移転防止法の遵守に関する方策についての協議、監査人と監査役とのコミュニケーションの充実に向けた対応についての意見交換などを実施した。

(2) 証券取引所との連携

審査会は、検査等を通じて監査の信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命としており、検査結果等から得られる監査に関する業界横断的な問題点等について、取引所に上場している企業についての自主規制機能を担っている証券取引所と意見交換を行うなどの連携を図り、問題意識の共有に努めている。

平成 25 年度においては、東京証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所と、資本市場における監査上の諸課題等について意見交換を実施した。

(3) 日本証券業協会との連携

近時、審査会では、検査等において、証券会社に対する個別監査業務の検証を実施しているところである。また、グリーンシート市場に登録している企業について、監査上の問題点も把握されているところである。

こうしたことから、審査会は、証券会社など会員企業に対する自主規制機能を担うとともに、グリーンシート市場を運営している日本証券業協会と、証券会社を取り巻く監査上の諸課題等について意見交換を行うなどの連携を図り、問題意識の共有に努めている。

(4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るために、監査人のみならず、企業のコーポレート・ガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。また、平成 25 年 4 月公表の改訂監査基準や不正リスク対応基準においては、監査人と監査役等との連携が監査の基準上も明記され、平成 26 年の会社法の改正においても、会計監査人に関する機能強化がなされたところであり、監査人の監査役等との連携がますます重要になってきている。

こうしたことから、審査会では、日本監査役協会と、監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する諸課題等について意見交換を行うなどの連携を図っている。

加えて、審査会では、両者のコミュニケーションの重要性に鑑み、審査会の検査結果通知についての監査人から被監査会社の監査役への開示の取扱いを明示したところである。また、当該取扱いを含む改正「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」が平成 25 年 11 月、日本監査役協会と日本公認会計士協会から公表されている。

(5) 金融庁関係部局との連携

審査会では、監査事務所の金融機関（銀行、信金・信組、証券会社、生命保険会社等）の個別監査業務に対する検査結果等から得られる監査に関する

る業界横断的な問題点等については、監査対象企業を監督・検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な監督・検査等が実施できると考えられることから、金融庁関係部局（総務企画局、検査局、監督局、証券取引等監視委員会）と積極的に情報共有、意見交換を行うなど、連携の強化を図った。また、企業会計審議会監査部会における監査基準の改訂の審議に際して、検査等において把握したファンド監査の実態に関する報告において、ファンド監査において考慮すべき点などについて問題提起をした。

(6) 国際的監査事務所のネットワークとの連携

国際的監査事務所のネットワーク、特に、大手のネットワークは、ネットワークに加盟する各国のメンバーファームに対して、当該ネットワークの業務の品質を確保するため、品質の定期的なレビューやネットワークのポリシーの遵守などを求め、品質の維持・向上に努めている。

こうしたことから、審査会では、ネットワークの行うレビュー等の実態把握に努めるとともに、ネットワークのメンバーファームに対する監視が適切に行われている場合には、その結果等を活用することにより、より効果的・効率的な検査等が可能になるとの観点から、審査会は、ネットワークの幹部やレビューアーとの意見交換を行い、連携を図った。

5. 今後の課題

(1) 日本公認会計士協会による品質管理レビューの一層の機能向上

審査会は、平成 16 年度から協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促すこと目標とし、品質管理レビュー制度及び運営状況の適切性の検証や協会と双方向の議論等を継続的に行っているところである。現在では、検査結果が監査事務所を通じて協会に報告される枠組みとなっていることから、審査・検査を通じて把握した問題点等がより具体的に協会と共有され、協会との双方向の意見交換を通じて、品質管理レビューの問題点等について、認識の共有等を図っている。

協会の品質管理レビューについては、平成 15 年 5 月の法改正による法定化から 10 年が、また、平成 19 年 4 月の上場会社監査事務所登録制度の導入から 6 年が経過していることから、協会において、品質管理レビュー制度の更なる充実に向けた検討が行われているところである。審査会としても、引き続き協会との双方向の意見交換や検査結果等を通じて、審査会の活動結果を、直接的・間接的に、協会にフィードバックする取組等を強力に推進していくことが必要であると考えている。

(2) 情報収集分析体制の強化

審査会では、協会の品質管理レビューに関する報告を受理した後、様々な情報を活用し、審査・検査を実施しているところであるが、より効率的・効果的な審査・検査を実施するためには、情報収集並びに事前及び事後の情報分析体制の強化を図っていくことが必要である。

このため、審査会としては、品質管理レビューに関する報告のほか、監査事務所等に関する情報に加え、市場関係の情報も積極的に収集することとし、協会や金融庁の関係部局等の関係先との連携をより一層進めていく必要があると考えている。

また、このほか、報告微収の一層の充実強化及び検査結果通知後の監督当局との緊密な連携等も行い、質、量の両面における情報収集分析体制の強化を図っていくことが重要な課題と考えている。

さらに、様々な資料やヒアリング等の情報を分析することで、リアルタイムで監査事務所に係るリスクが把握できるようなオフサイトでの継続的なモニタリングとの連携強化を図っていくことも重要な課題であると考えている。

(3) 実効的な検査の実施

大手監査法人については、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し、検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリのある検査を実施することにより、実効的な検査の実施を目指している。

また、大手監査法人以外の監査事務所については、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所を含む中小監査事務所に見られる体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検査を実施していくことが重要な課題と考えている。

さらに、これらの検査を通じて、業界横断的な問題点の実態把握を行うとともに、当該問題について、協会や金融庁の関係部局等の関係先と意見交換を行うなど情報の共有化を図っていくことが重要な課題と考えている。

(4) 情報発信の強化

審査会は、監査事務所による監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組を促すため、検査で把握した監査事務所の問題点を事例集に取りまとめて公表し、協会における研修の一環として事例集の説明会を実施するなど、情報発信を行っているところである。

審査・検査で把握した監査事務所の問題点については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題点等

を検査結果から抽出するような分析を行うとともに、当該問題点等については、協会や金融庁の関係部局等の関係先との意見交換を通じて、当該関係先へ提言していくことが重要な課題と考えている。

また、事例集については、市場関係者に対する参考情報の提供等の観点も加えた改訂を行い、説明会等を通じ、積極的に情報発信を行っていくことが重要な課題と考えている。

（5）監査事務所を巡る課題に対応した体制の充実

監査事務所を巡っては、企業の海外進出の加速化や海外取引の増加など会計実務の国際化、監査手続などのIT化の進展等に加え、検査等の結果を踏まえると、経営管理等に業務運営上の本質的な問題点が認められているところである。また、監査における不正リスク対応基準の適用や会社法制の見直しなど、新たな法令諸基準の適用等の考慮すべき事項が見受けられる。さらに、米国 PCAOB、カナダ CPAB、マレーシア AOB、オランダ AFM 及びルクセンブルク CSSF との間で監査監督上の協力に関する書簡の交換を行うなど、海外当局との連携も進んでいる。

こうしたことから、引き続き制度改正や国際的な動向に留意し研修内容の充実を図ることが重要な課題と考えている。また、こうした状況に対応し、検査が適切に実施されるよう、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図るための人材確保を図っていくことが、引き続き重要な課題と考えている。

第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説

(1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、合格の決定の取消し、受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

（注）試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれており、試験委員は試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

(2) 試験制度の見直し（平成15年法改正）

公認会計士試験制度については、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験し易くすることを主な目的として、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付け変更等を内容とする大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

（注）旧試験制度の下での会計士補制度は廃止されたが、新試験制度における短答式試験に合格したものとみなすなど、一定の経過措置が設けられている。

(3) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格による制限は設けられていない（P96 資料3-1参照）。

（注1）試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県において実施。

（注2）短答式試験については、平成22年試験から年2回実施。

ア 短答式試験

・ 試験科目

必須4科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

▪ 合格基準

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

《過去の合格点》

21 年	22 年 (第 I 回・第 II 回)	23 年 (第 I 回・第 II 回)	24 年		25 年 (第 I 回・第 II 回)	26 年 (第 I 回)
			(第 I 回)	(第 II 回)		
	70%	71%	73%	70%	67%	67%

(注) 各年とも 1科目につき満点の 40%未満のものある者は不合格。

▪ 試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、当該試験の合格発表日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目的教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等や会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

《平成 18 年以降の免除件数(延べ件数)》 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

全部免除	司法試験合格者	499 件
	商学、法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	125 件
一部科目 免除	税理士資格取得者等	1,823 件
	会計専門職大学院修了者	2,936 件
	会計又は監査に関する実務経験者	90 件

イ 論文式試験

▪ 試験科目

必須 4 科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち 1 科目

▪ 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員により採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

《過去の合格点》

21年	22年	23年	24年	25年
52.0%	52.0%	52.5%	52.0%	52.0%

(注) 各年とも1科目につき得点比率が40%未満のものある者は不合格。

・ 試験科目の一部免除

論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は(注)、免除資格取得後2年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる。

また、大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目的教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

(注) 試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

《平成18年以降の免除件数（延べ件数）》(平成26年3月31日現在)

税理士資格取得者	615件
司法試験合格者	499件
不動産鑑定士試験合格者	148件
商学、法律学、経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	137件

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成 25 年公認会計士試験

平成 25 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

《平成 25 年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	試験委員 発令	願書受付 開始	願書受付 締切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	23年12月7日	24年8月31日	24年9月14日	24年12月9日	25年1月15日
第Ⅱ回 短答式		25年2月8日	25年2月22日	25年5月26日	25年6月21日
論文式	24年12月5日	—	—	25年8月23日 ～25日	25年11月15日

《平成 25 年公認会計士試験結果の概要》

区分	平成 25 年 試験	短答式試験 の受験者等 (免除者を含む)	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)	(参考) 平成 24 年 試験	短答式試験 の受験者等 (免除者を含む)	短答式試験み なし合格者 (旧第 2 次試 験合格者)
				(参考) 平成 24 年 試験		
願書提出者数 (a)	13,224 人	13,016 人	208 人	17,894 人	17,609 人	285 人
短答式試験 受験者数	11,738 人	11,738 人	—	15,653 人	15,653 人	—
短答式試験 合格者数	1,766 人	1,766 人	—	1,274 人	1,274 人	—
論文式試験 受験者数	3,277 人	3,069 人	208 人	3,542 人	3,257 人	285 人
最終合格者数 (b)	1,178 人	1,149 人	29 人	1,347 人	1,301 人	46 人
合格率 (b/a)	8.9%	8.8%	13.9%	7.5%	7.4%	16.1%

(注 1) 平成 25 年の願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が 9,984 人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が 9,477 人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの（平成 24 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注 2) 「短答式試験の受験者等（免除者を含む。）」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 24 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

(注 3) 平成 24 年試験の「願書提出者数」及び「最終合格者数」の数値は、全科目免除者 1 人（平成 24 年試験において、全科目について試験免除の資格を有したこととなった者）を含む。

ア 願書提出者

平成 25 年公認会計士試験の受験願書提出者は、13,224 人となってい。このうち、旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（208 人）を除く受験願書提出者は 13,016 人であり、前年の 17,609 人に比べ 4,593 人（26.1%）減少した。

イ 短答式試験

- ・ 短答式試験受験者 11,738 人
- ・ 短答式試験合格者 1,766 人

第 I 回短答式試験は、受験者 7,850 人、合格者 1,071 人となっており、第 II 回短答式試験は、受験者 6,000 人、合格者 695 人となった。第 I 回、第 II 回のいずれにも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は 9,222 人であり、合格者は 1,766 人となった。

（注）当該試験の合格者は、総点数の 67%以上を取得した者。ただし、1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

ウ 論文式試験

- ・ 論文式試験受験者 3,277 人
　　うち答案提出者数 2,945 人
- ・ 最終合格者 1,178 人（合格率 8.9%（1,178 人/13,224 人））
　　うち短答式試験受験者等（免除者を含む。）1,149 人（合格率 8.8%（1,149 人/13,016 人））

論文式試験は、平成 25 年の短答式試験合格者（1,766 人）に、平成 23 年又は平成 24 年の短答式試験合格者で平成 25 年の短答式試験が免除された者（1,166 人）、大学教授・司法試験合格者等の免除者（137 人）及び旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者（208 人）を加えた 3,277 人が受験し、最終合格者は 1,178 人となった（論文式試験合格率 35.9%）。このうち旧第 2 次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,149 人となった（P97 資料 3-2 参照）。

（注 1）当該試験の合格者は、52.0%以上の得点比率を取得した者。ただし、1 科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

（注 2）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.8%。

（注 3）合格者の年齢別では、30 歳未満が全体の 79.6%を占め、平均年齢は 26.2 歳であった。なお、最高年齢は 57 歳、最低年齢は 19 歳であった。

（注 4）合格者の職業別では、「会計士補」が 24 人（構成比 2.0%）、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 899 人（構成比 76.3%）、「会社員」が 54 人（構成比 4.6%）、「無職」が 155 人（構成比 13.2%）となっている。なお、女性は 224 人（構成比 19.0%）となっている。

(2) 平成 26 年公認会計士試験

平成 26 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

«平成 26 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）»

区分	試験委員 発令	願書受付 開始	願書受付 締切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短答式	24 年 12 月 5 日	25 年 8 月 30 日	25 年 9 月 13 日	25 年 12 月 8 日	26 年 1 月 14 日
第 II 回 短答式		26 年 2 月 7 日	26 年 2 月 21 日	26 年 5 月 25 日	26 年 6 月 20 日
論文式	25 年 12 月 4 日	—		26 年 8 月 22 日 ～24 日	26 年 11 月 14 日

＜第 I 回短答式試験の試験結果の概要＞

- ・ 願書提出者 7,689 人
- ・ 答案提出者 5,971 人
- ・ 短答式試験合格者 1,003 人

平成 26 年第 I 回短答式試験は平成 25 年 12 月 8 日に実施し、願書提出者（受験者）は 7,689 人であった。

この第 I 回短答式試験の願書提出は、当該短答式試験受験者のみ受け付けることとし、短答式試験の全科目免除者及び旧第 2 次試験合格者等の短答式試験みなし合格者については第 II 回に願書を提出することとしている。

（注）当該試験の合格者は、総点数の 70% 以上を取得した者。ただし、1 科目につき満点の 40% 未満のものある者は不合格。

3. 受験者等への情報発信

(1) 広報活動

多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験に関する広報活動にも努めている。

具体的には、全国の大学等で、会長及び常勤委員が、公認会計士の使命や公共財としての会計及び監査等をテーマとした講演を行っており、平成 25 年度においては全国 5 大学で実施した（P103 資料 3-3 参照）。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や試験の概要等を掲載した試験パンフレットを作成し、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

(2) 試験結果等に係る開示項目の拡大

受験者に対する試験結果に係る情報の提供を一層拡充するとの観点から、平成 25 年第Ⅱ回短答式試験より、第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの「願書提出者数」、「受験者数（答案提出者数）」、「欠席者数」を新たに公表した（P104 資料 3－4 参照）。論文式試験においても、平成 25 年より、「試験問題」、「答案提出者数」、「欠席者数」、「得点階層分布表（総合得点比率）」を新たに公表した（P106 資料 3－5 参照）。

4. その他

(1) 公認会計士試験合格者等を巡る状況への対応

公認会計士試験合格者等が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、平成 21 年 4 月より、審査会、金融庁、協会、日本経済団体連合会及び金融 4 団体（全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）で意見交換会が開催され、同年 7 月、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、中間取りまとめ及び当面のアクションプランが策定された（アクションプランは平成 22 年、23 年及び 24 年に逐次改訂が行われ、それぞれ新たな施策が追加された）。

アクションプランに基づき、各メンバーにおいて取組が進められた結果、公認会計士試験合格者等の活動領域の拡大はある程度進んでいると考えられるが、今後も、試験合格者にとどまらず、公認会計士も含めた会計専門家が経済社会において幅広く活用されるための更なる環境整備を図っていく余地があるものと考えられる。

加えて、近年、公認会計士及び監査業界を巡っては、公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にあることや、監査報酬が全体として低減傾向にあることといった新たな課題が生じてきており、こうした課題についても幅広い関係者が認識を共有し、対話を行っていくことが必要と考えられる。

こうした考え方を背景として、平成 25 年 11 月に開催された意見交換会において、関係者の取組状況や金融庁が実施したアンケートの結果等を踏まえた議論を行い、当面のアクションプランを改訂し、協会等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について検討するなど、今後、各メンバーが具体的な取組を進めていくことが合意された（P111 資料 3－6 参照）。

(2) 公認会計士試験事業に係る市場化テストの実施

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、平成 21 年 7 月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、公認会計士試験業務の一部（関東財務局において実施する受験願書の受付、試験会場の確保、試験の立会等）が市場化テストの対象とされたことにより、平成 23 年 1 月、関東財務局において民間競争入札を実施し、民間事業者を

決定した。

これにより、上記業務については、平成 23 年度（平成 24 年試験）から市場化テストを実施し、平成 23 年度及び平成 24 年度における実施状況について審査会ウェブサイトに公表した（P115 資料 3－7 参照）。

また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、上記業務が平成 26 年度（平成 27 年試験）以降も引き続き市場化テストの対象とされたことから、平成 26 年 2 月、関東財務局において民間競争入札を実施し、平成 27 年試験からの民間事業者を決定した。

（3）節電対策を踏まえた対応

平成 25 年 8 月実施の平成 25 年論文式試験において、安定的な電力供給確保のため、節電対策が講じられた状況を踏まえ、飲料用のペットボトルの持込みに関し、同年 7 月 23 日付で審査会ウェブサイトに公表（P122 資料 3－8 参照）し、弾力的な対応を行った。

5. 今後の課題

公認会計士試験実施に係る基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国国民経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が挑戦することを促していくことである。

（1）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、各試験実施に当たっては、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要があるとともに、特に、災害等発生時の運営に関しては、想定される被害や影響の程度も踏まえつつ、適切に対応できるよう、所要の実施態勢を構築する必要がある。

また、平成 26 年度（平成 27 年試験）以降の公認会計士試験事業に係る市場化テストについては、「公共サービス改革基本方針」（平成 25 年 6 月閣議決定）を踏まえ、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減等の観点から引き続き適切な対応を行う必要がある。

（2）受験者等への情報発信

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、引き続き公認会計士の使命や資本市場における会計・監査の意義等について、全国の大学等において講演を行っていく。特に、公認会計士試験合格者の活動領域の拡大等に向けたアクションプランに基づく取組の一環として、これらの講演を通じた啓蒙を行っていく必要がある。

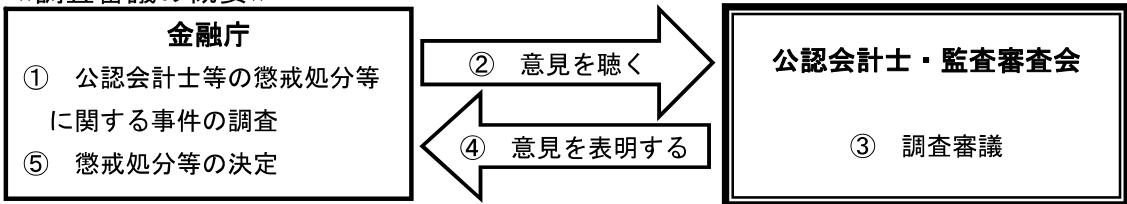
また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果に係る積極的な情報提供に努める必要がある。

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聞くこととされている(法第32条第5項)。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定(処分の重さ)等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



(注1) 懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

(注2) 懲戒処分等に関する事件の調査(事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徵すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等)は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聞くことは要しない。

2. 事案の概要

平成25年度において、審査会で調査審議を行った事案は5件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第219回審査会(25年4月23日)	公認会計士1名
事案2	第222回審査会(25年6月11日)	監査法人ハイビスカス及び公認会計士2名
事案3	第226回審査会(25年8月27日)	公認会計士1名
事案4	第228回審査会(25年9月26日)	公認会計士2名
事案5	第240回審査会(26年3月28日)	公認会計士1名

事案 1

AIJ 投資顧問株式会社（以下、「AIJ」という。）の社長の依頼を受けて、虚偽の運用報告書の作成、監査済決算書の改ざん及び不正経理への協力を行った公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 25 年 4 月 26 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

登録の抹消

（2）処分理由

当該公認会計士は、AIJ の社長の依頼を受けて以下の行為を行った。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

ア 当該公認会計士は、AIJ が運用する外国投資信託 AIM グローバルファンド（以下「ファンド」という。）の平成 20 年 3 月期から平成 23 年 3 月期までの 4 期について、虚偽の基準価額に基づくファンドの運用報告書を作成した。

また、真正なファンドの決算書に対してファンドの監査人が作成した監査報告書について、限定付適正意見を無限定適正意見へと書き換えるなどの改ざんを行い、これを当該運用報告書に添付した。

特に、平成 21 年 3 月期については、AIJ の顧客である一つの企業年金基金へ交付されることを知りながら当該運用報告書を作成した。

イ 当該公認会計士は、ファンドの個人顧客であることは知らなかったものの、その者に提示されることを知りながら、ファンドの監査人が作成した平成 22 年 3 月期のファンドの監査済決算書について、虚偽の基準価額に基づくファンドの運用報告書と内容が一致するように改ざんを行った。

また、この際、当該監査済決算書に含まれる監査報告書について、限定付適正意見を無限定適正意見へと書き換えるなどの改ざんを行った。

ウ 当該公認会計士は、当該公認会計士が経理を担当していたファンドの管理会社である AIM インベストメントアドバイザーズリミテッド（以下「AIA」という。）の平成 22 年 3 月期の決算において、銀行から受領した預金元帳や入出金伝票などの証憑の改ざんを行うなどして、本来 AIA の管理報酬ではない約 6 億円を不正に売上計上し、約 3 億 2,800 万円の利益を過大計上する不正経理に協力した。

事案2

RH インシグノ株式会社（以下、「RHI」という。）が作成した財務書類について、金融商品取引法に基づく監査証明を行った監査法人ハイビスカス及び監査法人の業務を執行する社員（以下、「業務執行社員」という。）として監査証明を行った公認会計士（2名）に対する懲戒処分事案に關し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに關して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 25 年 6 月 19 日に当該監査法人及び当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

- ・ 監査法人ハイビスカスについて

（1）処分内容

ア 平成 25 年 6 月 21 日から平成 25 年 9 月 20 日までの間、公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する財務書類の監査又は証明に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 契約の新規の締結についてその勧誘をすること。
- ② 契約の新規の申込みを受けること。
- ③ 契約の新規の締結をすること。

イ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

（2）処分理由

監査法人ハイビスカスは、RHI の平成 21 年 9 月第 2 四半期から同 22 年 12 月第 3 四半期までの間における財務書類の監査において、同監査法人の業務執行社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士（2名）について

（1）処分内容

業務停止 3 月（平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、RHI の平成 21 年 9 月第 2 四半期から同 22 年 12 月第 3 四半期までの間における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案3

税理士法第46条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成25年9月3日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止1月（平成25年9月5日から平成25年10月4日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第46条の規定に基づき、平成24年6月6日から4月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案4

デザインエクスチェンジ株式会社（以下、「デザイン社」という。）が作成した財務書類について、監査法人ワールドリンクスの業務を執行する社員として金融商品取引法に基づく監査証明を行った公認会計士（2名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成25年10月2日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

- ・ 公認会計士（1名）について

業務停止3月（平成25年10月4日から平成26年1月3日まで）

- ・ 公認会計士（1名）について

業務停止1月（平成25年10月4日から平成25年11月3日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、デザイン社の平成21年12月期の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

なお、両名の当該監査への実質的な関与の度合い等を量定に反映している。

事案5

税理士法第46条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成26年4月3日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止1月（平成26年4月7日から平成26年5月6日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第46条の規定に基づく税理士業務の停止（2月）の処分を受けた。この事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14年以降、世界各国で会計プロフェッショナルから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）（注）主催により、平成16年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会により、平成19年3月に東京で開催され、22か国の監査監督当局が参加した。その後、平成26年3月までに13回の会合が開催されており、IFIAR加盟国数は、平成25年12月時点で46か国・地域となっている。

審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めている。

（注）FSFは、平成21年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロン・サミット）の宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成されている。

2. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

（1）組織等

ア 目的

- IFIARは、憲章（Charter）において、以下を活動目的としている。
- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
 - ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
 - ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
 - ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

イ 組織

IFIARは、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、その意思決定は、原則として、全メンバー当局が参加する会合（plenary meeting）において行われる。IFIARの活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長を置き、議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されている。平成26年3月末現在、諮問委員会はアブダビ、オーストラリア、カナダ、フランス、シンガポール、スリランカ、イギリスの7か国で構成されている。

また、IFIARには、平成26年3月末現在、六つのワーキング・グループが設けられており、それぞれの目的等は以下のとおりである。

（ア） 6大監査ネットワーク・ワーキング・グループ

6大監査ネットワーク（注）とグローバルな監査の品質管理のあり方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

（注）6大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

（イ） 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定機関との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

（ウ） 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

（エ） 投資家との対話ワーキング・グループ

監査報告書のユーザーである投資家と、監査品質、監査報告書のあり方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

(才) 国際協力ワーキング・グループ

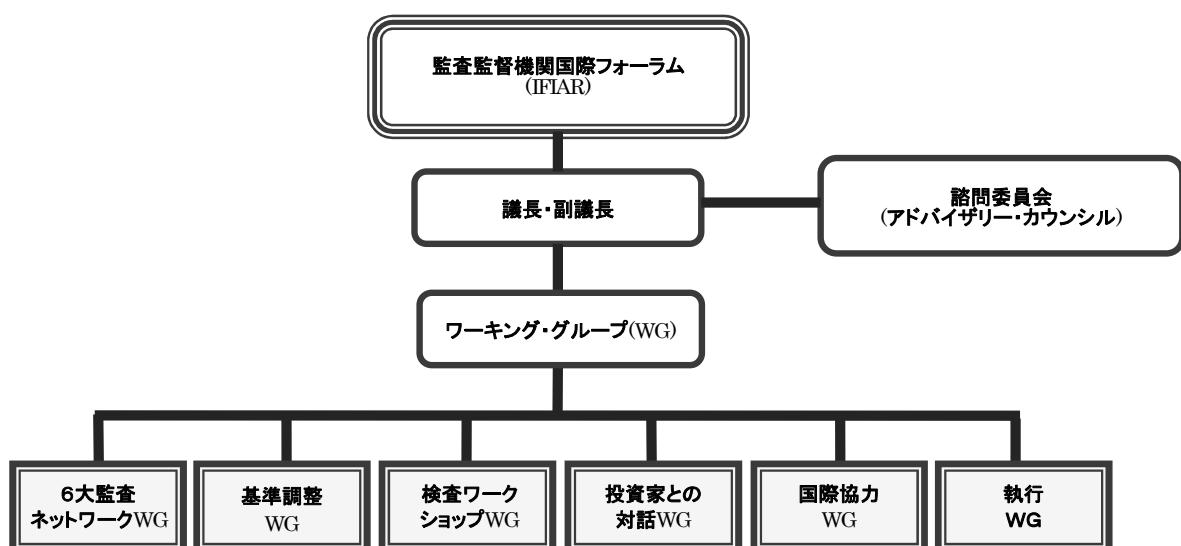
監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としている。

(力) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

(注) 平成 25 年 7 月の設立以降、日本が議長を務めている。

« IFIAR の組織図 »



(2) 活動状況

ア 本会合

- ・ 第13回会合（ノールドワイク会合）

平成25年4月15日から4月17日の日程で、蘭金融市場庁（AFM：Authority for the Financial Markets）の主催で開催された。

当該会合では新しいオフィサー（議長・副議長）の選任や今後の業務計画の合意が行われたほか、IFIAR憲章が改定された。また、我が国から、マネックス・グループ株式会社取締役会長の松本大氏を投資家代表として推薦し、同氏に会合へ参加頂いた（P123資料4-1、P124資料4-2参照）。

《監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績》

	期 間	場 所	参 加 当 局
第1回	平成19年3月22・23日	東京	22か国・地域
第2回	平成19年9月24・25日	トロント	21か国・地域
第3回	平成20年4月9～11日	オスロ	22か国・地域
第4回	平成20年9月22～24日	ケープタウン	21か国・地域
第5回	平成21年4月27～29日	バーゼル	30か国・地域
第6回	平成21年9月14～16日	シンガポール	29か国・地域
第7回	平成22年3月22～24日	アブダビ	30か国・地域
第8回	平成22年9月27～29日	マドリッド	37か国・地域
第9回	平成23年4月11～13日	ベルリン	34か国・地域
第10回	平成23年9月26～28日	バンコク	29か国・地域
第11回	平成24年4月16～18日	釜山	32か国・地域
第12回	平成24年10月1～3日	ロンドン	39か国・地域
第13回	平成25年4月15～17日	ノールドワイク	42か国・地域

イ 中間会合

平成25年以降、本会合は年1回の開催とし、別途オフィサーやワーキング・グループ議長等に参加者を絞った中間会合を開催して、IFIAR業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている（平成25年はパリで開催）。

ウ 検査ワークショップ

第1回 IFIAR 東京会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認された。以降、検査ワークショップ・ワーキンググループの企画・調整により、毎年開催されている。

今年度は、平成26年3月10日から3月12日の日程で、マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）の主催により開催され、36か国・地域から113名の検査官等が参加した。

《IFIAR 検査ワークショップ開催実績》

	期 間	場 所	参 加 当 局
第1回	平成19年5月30・31日	アムステルダム	22か国・地域
第2回	平成20年1月29・30日	ベルリン	20か国・地域
第3回	平成21年2月11～13日	ストックホルム	25か国・地域
第4回	平成22年2月9～12日	パリ	31か国・地域
第5回	平成23年2月23～25日	ワシントン	30か国・地域
第6回	平成24年3月5～7日	アブダビ	32か国・地域
第7回	平成25年3月4～6日	チューリッヒ	38か国・地域
第8回	平成26年3月10～12日	クアラルンプール	36か国・地域

3. 二国間での協力

・ 各国当局等との意見交換

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続きの品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルに効率的で効果的な監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR 会合及び各ワーキング・グループへの参加を通じて、各国当局との情報交換及び連携強化を積極的に図っている。その他、IFIAR における活動以外にも、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報の共有等を目的として、二国間ベースで各国の監査監督当局等との意見交換を隨時行い、各当局との協力関係の構築・充実に努めている。

また、審査会と金融庁は、平成25年8月2日にルクセンブルク金融監督委員会（CSSF）との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換により、監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能とな

った（P126 資料 4－3 参照）。

さらに、平成 24 年 7 月 10 日に金融庁が公表した「諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイドライン」に基づき、審査会と金融庁は、オランダ、ルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を行い、平成 25 年 7 月 11 日にその旨公表を行った。

（参考）平成 24 年度までの書簡交換の実績

- ① 平成 23 年 10 月 6 日 米国公開会社会計監査監督委員会（PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board）
- ② 平成 24 年 3 月 23 日 カナダ公共会計責任委員会（CPAB : Canadian Public Accountability Board）
- ③ 平成 24 年 10 月 3 日 マレーシア監査監督委員会（AOB : Audit Oversight Board of Malaysia）
- ④ 平成 25 年 3 月 26 日 オランダ金融市場庁（AFM : the Netherlands Authority for the Financial Markets）

4. 今後の課題

（1）各国の監査監督当局との連携強化

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。また、世界的な経済・金融情勢が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。

このような観点から、IFIAR における我が国プレゼンスの向上及び各当局との連携強化がますます重要となっている。引き続き IFIAR の活動に積極的に参画するとともに、国際会議や各種のワーキング・グループ開催時等を活用し、我が国としての関心事項及び各国の監査監督当局の問題意識に係る活発な意見交換や、審査会の活動等を通じて得られた有用な情報の提供を行う必要がある。また、意見交換等の成果について、関係者間の速やかな情報共有及び審査会の事務運営における積極的活用を図っていく必要がある。

監査監督当局間の情報交換の枠組み構築（二国間ベース）についても、その締結に向け引き続き積極的に交渉を進めるとともに、構築した枠組みをより具体的に活用できるよう、各当局と密なコミュニケーションを取り、更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えている。

(2) 会計・監査制度を巡る国際的動向への対応

会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、国際機関等での議論を注視し、金融庁の関係部局はもとより、協会や証券取引所など関係機関とも幅広く連携を図りつつ適時の情報収集に努め、関係者間の速やかな情報共有を図る必要がある。さらに、議論の内容が監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響及び構すべき措置等についての分析・検討、監査事務所に対する審査及び検査への反映等について、必要な対応を適時的確に実施していくことが重要な課題と考えている。

第6章 公認会計士の魅力向上に向けた取組

1. 概説

公認会計士については、監査業界のみならず経済界等の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考えに基づき、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることで質の高い人材を多数確保することを目的に、平成15年に法改正され、平成18年から新しい試験制度が導入されたところである。しかしながら、公認会計士試験の合格者数は、新試験制度への移行後、一旦増加したものの、平成20年以降、経済情勢の悪化等を背景として監査業界の採用数が大きく減少し、試験に合格しても就職ができない、いわゆる待機合格者が多数生じた。

その後、監査法人への就職状況が改善し、待機合格者問題については足元沈静化してきている状況にあるが、他方で、公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にあるほか、監査報酬が全体として減少傾向にあるといった新たな課題が生じてきている。

会計・監査は金融・資本市場における重要なインフラであり、会計・監査の専門家である公認会計士については、金融・資本市場における「公共財」として、経済社会の幅広い分野で重要な役割を担うことが求められている。

こうした中、審査会においては、公認会計士の資格の魅力向上を図っていくため、平成25年夏以降、金融庁、協会等の関係者と意見交換を行い、制度改正に限定されない幅広い観点から、実効性ある施策を検討している。

2. 今後の課題

「金融・資本市場活性化有識者会合」が平成25年12月13日に取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」において、「監査の質を向上し、我が国の監査制度に対する国際的な信用を維持・確保する必要がある。そのためには、公認会計士資格の魅力の向上を図ることも肝要である」との提言が盛り込まれたところであり、金融・資本市場における「公共財」である公認会計士の魅力を高め、優秀な人材を確保していくため、金融庁、協会、経済界や市場関係者等と緊密に連携しながら、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組を進めていく必要がある。

(参考) 「金融・資本市場活性化に向けての提言」の具体的な提言内容については金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213.html>) 参照。

資 料 編

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料	
1－1 公認会計士・監査審査会発足の経緯	48
1－2 第4期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	50
2 審査及び検査関連資料	
2－1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続	51
2－2 審査及び検査の基本方針 －より実効性のある監査の実施に向けて－	52
2－3 公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針	58
2－4 外国監査法人等に対する検査監督の考え方	70
2－5 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告 徴収・検査に関する基本指針	73
2－6 平成25年度の審査基本計画及び検査基本計画	86
2－7 東京中央監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	91
2－8 「監査事務所検査結果事例集」について	92
3 公認会計士試験実施関連資料	
3－1 公認会計士試験制度の概要	96
3－2 平成25年公認会計士試験合格者調	97
3－3 平成25年度の講演会の開催状況	103
3－4 平成25年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について	104
3－5 平成25年公認会計士試験の合格発表について	106
3－6 公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面の アクションプラン（平成25年度改訂）	111
3－7 公認会計士試験事業に係る「民間事業者による対象公共サービス の実施状況」（平成23年4月～平成25年3月）について	115
3－8 平成25年公認会計士試験論文式試験の試験場について	122
4 諸外国の関係機関との協力関連資料	
4－1 第13回監査監督機関国際フォーラム（ノールドワイク会合）につ いて	123
4－2 第13回監査監督機関国際フォーラム プレリリース（仮訳）	124
4－3 EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN FSA AND CPAAOB AND CSSF	126

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成12年6月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

まず、昭和 23 年 8 月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年 6 月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年 4 月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年 8 月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務は金融庁に移り、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなった。

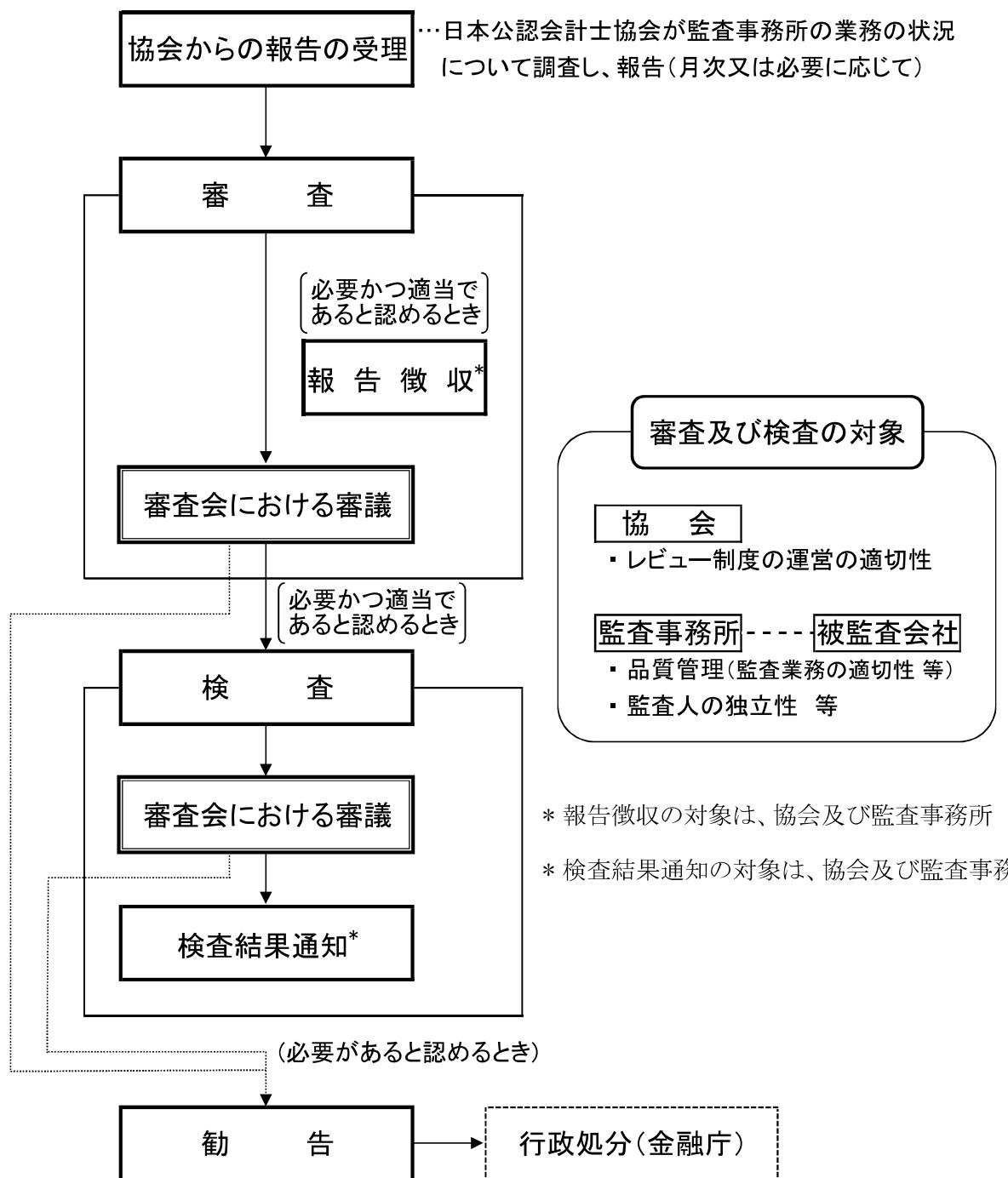
平成 16 年 4 月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」が設置され、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を担うこととなった。

第4期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

(平成25年4月1日～平成28年3月31日)

会長（常勤）	千代田 邦夫	元早稲田大学大学院会計研究科教授
委員（常勤）	廣本 敏郎	元一橋大学大学院商学研究科教授
委員（非常勤）	市川 育義	有限責任監査法人トーマツパートナー
委員（同）	木村 明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問 富士電機株社外監査役
委員（同）	坂本 道美	公認会計士 (株)三菱東京UFJ銀行常勤監査役
委員（同）	櫻井 久勝	神戸大学大学院経営学研究科教授
委員（同）	佐藤 淑子	(一社)日本IR協議会事務局長・首席研究員
委員（同）	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所研究理事
委員（同）	水口 啓子	(株)日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企 画部長
委員（同）	八木 和則	横河電機株 顧問 (株)横河ブリッジホールディングス社外監査役 JSR(株)社外取締役 TDK(株)社外監査役 応用地質(株)社外取締役

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の基本方針

—より実効性のある監査の実施に向けて—

〔
公認会計士・監査審査会
平成25年4月26日〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）からの公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）における公認会計士法第2条第1項の業務（以下「監査業務」という。）の運営の状況の調査に関する報告に基づき、協会による当該調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは協会又は監査事務所等に立入検査を行う（公認会計士法第46条の9の2、第46条の12及び第49条の3）。

その結果を踏まえ、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第41条の2）。

審査会は、外国監査法人等における監査業務に相当すると認められる業務が適切に運営されているかどうかについて、外国監査法人等の所属国等の状況を踏まえ、報告又は資料の提出を求め審査を行うとともに、審査の結果、必要があると認めるときは立入検査を行う（公認会計士法第49条の3の2）。

審査会は、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて関係者等に示すほか、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明していくこととしている。

（注）審査会発足（平成16年4月）以降において、審査及び検査の結果について「協会の品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」や「監査事務所の監査の品質管理について」としてその概要を取りまとめ、公表した。また、監査事務所において監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、年度ごとにその内容を見直している。

審査会は、当期（平成25年4月～平成28年3月：第4期）においては、監査の品質の一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として、審査及び

検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、近年の企業の会計不正事案を契機として監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、実効的な監査の実施など、監査事務所による監査に対する国民の期待は大きく、この期待に対応するため、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に發揮して、新たな法令諸基準等の監査業務への反映、その定着に留意し、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。

また、審査及び検査で得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換の場において紹介するほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）等における検査関係の積極的な意見交換等を通じ、各国当局と協力・連携関係の構築・充実を図り、国際的動向に積極的に対応するなど、国内外に対する情報発信を一層強化する。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とし、

- ・ 関係先との積極的な連携により情報の共有を図る
 - ・ 協会等と双方向の議論等を行う
 - ・ 各国当局との連携等を通じて検査手法等の充実に取り組む
- こととする。

審査会は、以上の観点を踏まえ、審査及び検査の基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

1. 審査基本方針

審査会は、協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、関係者から報告又は資料の提出を求めるとともに、関係先とも意見交換を行うなどして情報の収集を行い、監査事務所における監査業務の運営の状況に係る分析等の審査

を行うこととする。

（1）審査の枠組み

- ① 協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告、当該報告に関して収集した報告・資料に加え、関係先から入手した様々な情報を活用のうえ、主として次に掲げる観点から審査を行うこととする。
 - イ. 協会による上場会社監査事務所登録制度を含めた監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうか。
 - ロ. 監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか。
- ② 上記審査の結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行うこととする。

（2）審査の実施

審査は、以下の考え方に基づき実施することとする。

① 監査の品質管理の確実な定着

監査の品質管理について、監査事務所において、監査の有効性が確保されるよう、適切に実施されているかどうかに重点を置いた審査を行う。なお、審査に当たっては、限られた資源のもと、効率的に実施するため、協会による監査業務の運営の状況の調査における指摘や自主的な改善の状況等を踏まえ審査を行うこととする。

その際、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

② 審査における実効性の確保

協会からの監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報

告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との意見交換等により得られた様々な情報を総合的に勘案し、また、法令や監査基準等の改正、監査業界を巡る横断的なテーマ等については、共通の課題のある監査事務所を一体的に、かつ、検証すべき分野や事項を特定するなど、効果的な審査の実施に留意することとする。

また、検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握するため、必要があると認めるときは、監査事務所における監査業務の運営の状況等について報告を求め、当該報告の審査結果については、今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

2. 検査基本方針

審査会は、上記審査の結果を踏まえて、必要に応じて検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

- ① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に運営されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは協会に立入検査を行うこととする。
- ② 協会からの調査結果の報告等を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会の当該調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、必要があると認めるときは監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ③ 監査事務所が、協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査を受けていないこと、当該調査に協力することを拒否していることにより、協会が当該調査に係る報告を行っていない場合において、監査業務の運営の状況を確認する必要があると認めるときは、監査事務所に立入検査を行うこととする。
- ④ 上記②及び③の過程で、監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要があると認めるときは被監査会社等に立入検査を行うこととする。

⑤ 上記検査の結果、審査会は、協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要があると認めるときは金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応することとする。

(注) 監査事務所においては、協会の規則に基づき、審査会の検査結果通知書の写しを協会に提出し、また、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

⑥ 検査結果については、その内容を分析し、その後の審査・検査に活用するとともに、分析結果から抽出される業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど適切に対応することとする。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施することとなる。

① 協会による監査事務所における監査業務の運営の状況の調査において、重要な品質管理レビュー手続が欠けている、又は実施が不十分である等、当該調査が適切に実施されているかどうか確認する必要があると認める場合等

② 協会からの調査結果の報告において、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認める場合、協会による監査業務の運営の状況の調査において把握・指摘された事項が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認める場合、監査事務所における業務管理体制が機能しているかどうか確認する必要があると認める場合、又は法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要があると認める場合等

③ 被監査会社等において、監査事務所における監査業務の実施状況を確認する必要があると認める場合、又は監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の内部管理体制を確認する必要があると認める場合等

④ 上記のほか、個別事情等を勘案し、必要があると認める場合

(3) 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認めるときは、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査に対する監査事務所の率直な意見を聴取する有益な機会であることから、原則全件、検査モニターを実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の監督当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して報告徴収を行っているところである。

今後においても、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び別に策定する「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

**公認会計士・監査審査会の実施する
検査に関する基本指針**

平成 25 年 4 月

公認会計士・監査審査会

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が行う監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査業務」という。）の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

2. 検査対象先

審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関する場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第1項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第2項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第49条の4第2項第1号^(注1)及び第2号^(注2)に掲げる権限に限られる。

（注1）同項第1号の権限 協会が行う監査事務所における監査業務の運営の状況の調査結果の報告に関するもの

（注2）同項第2号の権限 監査事務所が、前述（注1）の調査を受けていないこと又は同調査に協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの

3. 検査事項、検査方法及び基本原則

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

- ① 協会
 - 協会の事務の適正な運営に関する事項
- ② 監査事務所

監査事務所における監査業務に関する事項

- ③ 監査事務所が行う監査業務に関する事項
- 監査事務所が行う監査業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における監査業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ&A、並びに一般に認められる会計実務慣行）
- ③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等、例えば、「監査における不正リスク対応基準」等を踏まえた監査事務所の品質管理の状況、及び重要な監査の手続、例えば、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定や会計上の見積りの監査などに留意するものとする。

(3) 基本原則

- ① 視点を踏まえた実施

審査会が実施する検査は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、公益又は投資者保護のため、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくものである。

検査官は、当該視点を踏まえて検査を実施し、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努め、監査事務所の監査の品質管理態勢を検証しなければならない。

② 目的の認識

審査会が実施する検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、協会による監査業務の運営の状況の調査の一層の実効性向上を公益的立場から促していくものである。監査事務所は品質管理のシステムを適切に整備・運用しなければならず、審査会は、これを検証する立場にある。こうした観点から、検査では、審査会と監査事務所における「双方向の議論」を重視する。

また、検査の実施に当たっては、監査事務所における監査業務の適正な運営の確保を図っていくこととしている。このため、検査では、監査事務所が抱える様々なリスクを的確に把握する必要がある。

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

③ 効率的な遂行

審査会の限られた資源を有効に活用する観点から、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・監査機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

また、検査は、監査事務所の監査業務の運営の実態に応じて、検査範囲等に、メリハリをつけつつ、効果的に実施されなければならない。

さらに、検査の実施に当たっては、検査で把握した問題点が監査事務所の監査の品質管理態勢にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。

④ 信用保持

検査においては、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4. 自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る国内外の動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、監査事務所の適時・適切な監査の品質管理の改善につながるように、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

II 検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査室長（以下「審査検査室長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明するものとする。

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施するものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第46条の12第3項及び第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に対する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行うものとする。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知するものとする。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

- (1) 予告して立入検査に着手する場合 検査実施の通知日の前営業日
- (2) 予告なく立入検査に着手する場合 立入検査着手日の前営業日

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行うものとする。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第2条第1項の業務に關係のある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(3) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針について、被検査事務所等の代表者及び理事等に対してヒアリングを行うものとする。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。
立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(6) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(7) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査室長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

主任検査官は、審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

4. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）

又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとるものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた

認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行うものとする。

- ① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認するものとする。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努めるものとする。
- ② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行うものとする。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行うものとする。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めることができる。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項

確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ. 総務試験室長又は総務試験室長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議するものとする。

ロ. 審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験室長又は総務試験室長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達するものとする。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、検査結果を記載した文書を交付することにより行うものとする。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

III 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

- (1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者（品質管理委員会規則に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合の当該協会を除く。）に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 効告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、監査事務所の法第2条第1項の業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に効告した事案について、効告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記(1)のほか、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言等として、また検査事務の処理状況について検査対象先及び被監査会社等が特定されない形で取りまとめて、公表するものとする。

IV 情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

V 施行日

本基本指針は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成 22 年 6 月 25 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成 23 年 3 月 30 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

（改正）

本基本指針は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

平成 21 年 9 月 14 日
 金 融 庁
 公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシップベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることがある。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類（法第34条の35第1項）

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

平成 22 年 1 月
公認会計士・監査審査会

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第34条の35第1項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第49条の3の2第1項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第49条の3の2第2項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に關係のある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るものとする。

III 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「VIII 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「VIII 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理体制に関する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適當と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1.に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1.に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかつたことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかつた理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

（1）検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項の場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。
 - イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する法令
 - ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（ISA）、国際品質管理基準第1号（ISQC1）等）
 - ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（IFRS）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

(4) 検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

(5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針について、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

(8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。
立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

- (1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第41条の2の規定に基づき、
外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確
保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案
について、勧告後、原則として、公表するものとする。
- なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判
断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。
- (2) 上記(1)のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検
査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取り
まとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情
報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一
般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、
特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を
漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的
以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）しては
ならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の
取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成22年1月14日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

VIII 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況

　　社員、使用人の人数及び対前年度増減

- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

　　事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

　　名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

　　名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容

　　① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）

　　② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

III 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関する規程を含む業務管理体制に関する情報

1. 品質管理のシステムに関する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

平成 25 年 4 月 26 日
公認会計士・監査審査会

平成 25 年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針に掲げた視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施する。

我が国経済をみると、景気は、一部に弱さが残るもの、このところ持ち直しの動きがみられる。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を巡っては、近年の大手上場企業における会計不正事案をはじめとして、数々の虚偽記載事案が発覚している。こうした中、企業統治との関連で、会計監査のあり方についても、厳しい指摘が寄せられている。

このような状況を受け、監査における不正リスク対応基準の設定や新たな法令諸基準の適用等のほか、被監査会社の海外展開に対する対応など、監査事務所として考慮すべき事項が見受けられる。

こうした中で、企業統治を確立し、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、会計監査の役割はますます大きくなっている。

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については、限定事項のない結論となっているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、限定事項付き結論となる割合が比較的高い傾向にあることが認められるほか、上場会社監査事務所の登録に至らず、継続審査となる監査事務所も認められる。

また、審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所もみられる。

以上のような情勢を踏まえ、平成 25 年度において、以下の審査基本計画及び検査基本計画を策定する。

これらの基本計画を実施するために必要な審査及び検査の態勢については、国内外からの情報を分析し対応ができる高度で多様な専門性を備え

た人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向のほか会計・監査を巡る主要な課題にも留意した研修等を関係先とも連携しながら実施することにより人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

1 審査基本計画

審査の基本方針に基づき、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との間で、必要な情報を共有する取組みを一層強化することで、様々な情報を活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を行い、以下の協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する重点的検証を実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 大規模監査法人等の被監査会社である大手上場企業において会計不正事案が発生していること
- ・ 平成23年度から一定規模以上の預金等総額を有する信用金庫等の監査業務が品質管理レビューの対象とされたことなどから、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、限定事項付結論となる割合が比較的高く、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること

等の状況を踏まえると、より一層の実効性向上が図られることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着がなされると考えられる。

また、業界横断的な問題への対応も含め、協会においては、強力な指導性が発揮されることが期待される。

こうしたことから、協会における自主的な事務改善の状況も含め、品質管理レビュー制度の適切性について総括的に検証する。

(2) 重点的検証

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心にみられた業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

2 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、海外監査監督機関との密接な連携等を通じて、深度ある検証の実施や専門的な問題に対する検証手法の取り込みを図るとともに、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、監査事務所から協会への検査結果通知書（写し）の提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促していく。

さらに、検査で確認された事例等を抽出し、監査事務所だけではなく市場関係者等の取組みの参考情報として活用されることを期待して、検査結果事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会等の関係先に積極的に発信していく。

なお、企業会計審議会から公表された監査における不正リスク対応基準及び当該基準に係る協会の実務指針等への対応について検討することとする。

（1）大規模監査法人等に対する検査

上場会社 100 社以上を被監査会社とする監査法人又は常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの監査業務の運営の状況の調査結果報告に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証
- ・ 組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証
- ・ 監査役とのコミュニケーション等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証

- ・ グループ監査における構成単位の監査人（特にメンバーファーム）とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査を取り巻く環境等を踏まえて監査法人に求められる業務管理体制の整備状況の検証

などに積極的に取り組むこととする。

なお、審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題等について、品質管理の状況に応じて、意見交換等を行うなど効果的な対応を図ることとする。

また、上記監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、その業容等に留意し、協会からの調査結果報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じ、上記監査法人への取組み等も勘案して検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み等の状況の検証・確認を効果かつ機動的に実施することとし、協会からの調査結果報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検証
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所における品質管理の状況についての検証
- ・ 十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役とのコミュニケーション等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 審査等を通じて把握した問題についての検証

などに積極的に取り組むこととする。

3 審査及び検査の事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。

また、当該確認・検証の結果については、協会からの調査結果報告に係る審

査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、審査及び検査のシームレスな運用を行う。

さらに、審査及び検査の結果については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題等を検査結果から抽出するような深度ある分析を行い、協会、金融庁の関係部局等の関係先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。

東京中央監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 26 年 2 月 24 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、東京中央監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

東京中央監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人は、監査契約の解除等により資金繰りが逼迫し、法人代表者からの資金借入れを余儀なくされるなど厳しい環境の中、過度に人件費や経費を抑制した経営を行っている。このため、社員の退任が発生したものの、必要な人材の採用を行わず、実質 3 名の社員による業務運営を行っている。さらに、社員それぞれの役割分担を明確にしないまま、収益確保のため監査業務の実施に重きを置いたことから、品質管理責任者が実質的に不在となっているなど、監査法人として組織的な監査を実施する態勢ができない。

また、業務執行社員は、職員の離職により自ら監査手続を実施せざるを得ない中、監査チームにおける他の業務執行社員等に対する指導・監督を十分に実施しておらず、他の業務執行社員等が作成した監査調書の査閲を行っていない。

このように、当該監査法人は品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は著しく不適切かつ不十分である。

2. 監査業務の実施については、監査計画と実施した監査手続との間に不整合が生じているほか、実証手続や会計上の見積りの監査手続、経営者確認書の入手等の監査手続において、十分かつ適切な監査証拠を入手していないなど、監査計画の適切性並びに収集した監査証拠の十分性及び適切性の評価ができるおらず、監査の基準に規定されている基本的な監査手続が実施されていない監査業務が広範に認められる。

3. 監査業務に係る審査については、監査の基準の改正に留意した監査計画の審査を実施しておらず、また、監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手しているかについて批判的な観点から審査を行っていないなど、監査実施上の問題点を審査において指摘できておらず、審査態勢は著しく不十分である。

4. 日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び定期的な検証の指摘事項については、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定並びに監査実施者に対する指示・監督及び監査調書の査閲等について、改善が不十分な事項や未改善となっている事項が広範に認められており、改善に向けた取組状況は著しく不十分である。

「監査事務所検査結果事例集」について

1. はじめに

審査会は、我が国における監査の品質を高め、公益の確保及び投資者保護の観点から、監査事務所に対する検査を実施し、監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っており、検査における主な指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年度、公表してきた。

平成25年7月5日公表の事例集においては、本文を品質管理編と個別監査業務編とに分けた上で、以下の記載を行っている。

- ▶ 品質管理編では、監査の品質管理に関する項目ごとに、「検査における着眼点」、「検査結果の概要」（指摘事例及びその発生原因、監査事務所における品質管理に係る取組として評価できる事例の概要等）、「監査事務所に求められる対応」等を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介している。
- ▶ 個別監査業務編では、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書の体系に準じた構成になるとともに、特に不備が集中してみられる会計上の見積りの監査、業種として特徴のある金融機関の監査、今後の対応が注目される財務諸表監査における不正、及び財務諸表監査とは異なる基準が適用される財務報告に係る内部統制の監査については、別に項目を立てて紹介している。各項目において「検査における着眼点」等を記載するほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記している。

審査会としては、各監査事務所において、事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、自らの監査事務所における品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善に止まらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。特に、品質管理のシステムの不備については、最高経営責任者や品質管理担当責任者等の責任が一次的には問われるべきものの、その根本的・本質的な原因としては、業務の運営方針や業務管理体制といった監査事務所の組織上の問題が多くみられるところである。監査事務所の各社員においては、品質管理のシステムの整備・運用は、最高経営責任者や品質管理担当責任者等が個人の責任のみで取り組むべき問題ではなく、監査事務所の経営責任を負う社員全員で取り組むべき業務運営上の課題であることを念頭に、品質管理のシステムの不備につながる業務運営上の要因を特定した上で、その改善に組織的に対処することが求められる。

事例集における品質管理編の一部項目のうち、「検査結果の概要」についての要約は以下のとおりである。

※ 事例集の全文については、審査会ウェブサイト

(<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20130705/01.pdf>)

を参照されたい。

2. 検査結果の概要

(1) 業務管理体制

① 品質管理のシステム

大規模監査事務所においては、品質管理担当部署が中心となって、監査事務所における品質管理の維持・向上に努めている状況がみられる。また、中小規模監査事務所においても、品質管理業務専任の品質管理担当責任者を選任するなどして、品質管理のシステムの維持・向上に積極的に取り組んでいる監査事務所がみられる。

一方、監査事務所としての品質管理のシステムの整備・運用への取組が不十分な監査事務所や、最高経営責任者、品質管理担当責任者等が品質管理に関する責任を十分に果たしていない監査事務所がみられる。その背景には、以下のような組織的原因がみられており、品質管理のシステムの維持・向上に向けて、組織的かつ抜本的な対応を実施する必要があるものと認められる。

- ・ 社員等が、自らが責任者となっている監査業務等に注力する中で、監査事務所としての一体的な組織運営に向けた取組を実施していない。
- ・ 社員等が、社員等として所属する監査事務所における監査業務と各社員が個人で開業している事務所における業務とを兼務する中で、所属する監査事務所の業務に十分な時間をかけていない。
- ・ 最高経営責任者、品質管理担当責任者等において、品質管理のシステムを整備し、監査の品質を確保する意識が欠如している。
- ・ 最高経営責任者、品質管理担当責任者等において、監査事務所の業務運営に係る知識・経験が不足している。
- ・ 最高経営責任者は、品質管理のシステムとして整備すべき具体的な水準を把握できていないにもかかわらず、監査事務所の品質管理のシステムに特段の問題はなく、一定の水準が確保できていると評価している。
- ・ 品質管理担当責任者が、品質管理関連業務を実施するために必要な時間をかけていない。

② 業務改善への取組

協会が実施する品質管理レビューの指摘事項の改善に向けた取組が十分に行われておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっている監査事務所が少なからずみられる。その原因としては、監査責任者等が、品質管理レビューにおける指摘事項について、レビューの対象となった個別監査業務や当該監査業務を実施した監査チームに特有の事情に基づくものと認識しており、自らが実施している監査業務において、指摘の趣旨を踏まえた改善状況の検証を十分に実施していないことなどが挙げられる。

③ 内部規程の整備、周知及び運用

内部規程の整備、周知又は運用に関する不備事例がみられる。その原因としては、協会公表の「監査の品質管理規程」のひな形を、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなくそのまま内部規程として採用していることや、監査事務所の運営に当たる社員等が、業務遂行の過程で内部規程を隨時参照していないことなどが挙げられる。

④ 法令諸基準の遵守

定款に記載のない業務の提供、社員の競業禁止、業務報告書の記載内容、定款変更の届出等に関する不備事例がみられる。その原因としては、品質管理担当責任者等が、法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを明確かつ具体

的に定めていないことなどが挙げられる。

⑤ 情報管理

情報セキュリティに関する内部規程を監査実施者に配布していないといった不備事例や、情報セキュリティに関する内部規程を制定しているものの、当該規程で定められている情報漏えい防止措置を実施していないといった不備事例がみられる。その原因としては、情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む）に運用を任せきりにしていることなどが挙げられる。

⑥ インサイダー取引防止

「インサイダー取引防止規程」のひな形を参考に内部規程を整備しているものの、当該規程で定められたインサイダー取引防止措置を実施していないといった不備事例がみられる。その原因としては、インサイダー取引防止管理担当者等が、内部規程に基づき実施すべきインサイダー取引防止措置を網羅的に把握していないことなどが挙げられる。

(2) 契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に関する内部手続やリスク評価手続に関する不備事例や、監査契約の更新に際して、内部規程で定められたチェックリストのチェック欄に問題がないことを示すチェックマークを付すだけで、深度あるリスク評価が行われていないなどの不備事例がみられる。

また、前任監査人に対する質問内容やその回答が記録として残されていない不備事例がみられるほか、前任監査人から後任監査人に対して、監査上の重要な事項についての情報が十分かつ明確に伝達されていないなどの不備事例がみられる。

その原因としては、監査責任者等が、慎重なリスク評価手続を実施すること、あるいは、前任監査人との引継や監査事務所における内部手続を適時かつ適切に実施することよりも、監査手続に早期に着手することを優先させていることが挙げられる。また、監査責任者としての経験不足等から、予備調査等により把握した事實をもとに監査受嘱リスクを適切に識別・評価できていないことなどが挙げられる。

(3) 監査業務に係る審査

審査の過程等が適切に文書化されていないといった不備事例や監査手続上の不備が審査において見落とされているといった不備事例が数多くみられる。

これらの不備事例の原因としては、

- ・ 審査担当者が、監査責任者等に対する信頼から、監査チームが十分かつ適切な監査手続を実施していると考えており、批判的な観点からの審査を行っていないこと、
- ・ 審査担当者が、自己の監査業務等を優先し、審査のために十分な時間をかけていないこと、
- ・ 審査担当者が、審査を行うために必要な知識及び経験を有していないこと、
- ・ 審査を受ける監査チームにおいて、重要な会計処理についての判断のみならず、監査実施者が行った監査手続の十分性及び適切性について、審査担当者による客観的な評価を得る必要があることを認識していないこと

などが挙げられる。

(4) 監査役等との連携

① 会計監査人と監査役等との連携

監査役等との連携に関し、「品質管理レビューの結果や監査事務所の品質管理体制の現状について被監査会社の監査役等に対して通知している」とする監査事務所がみられる。

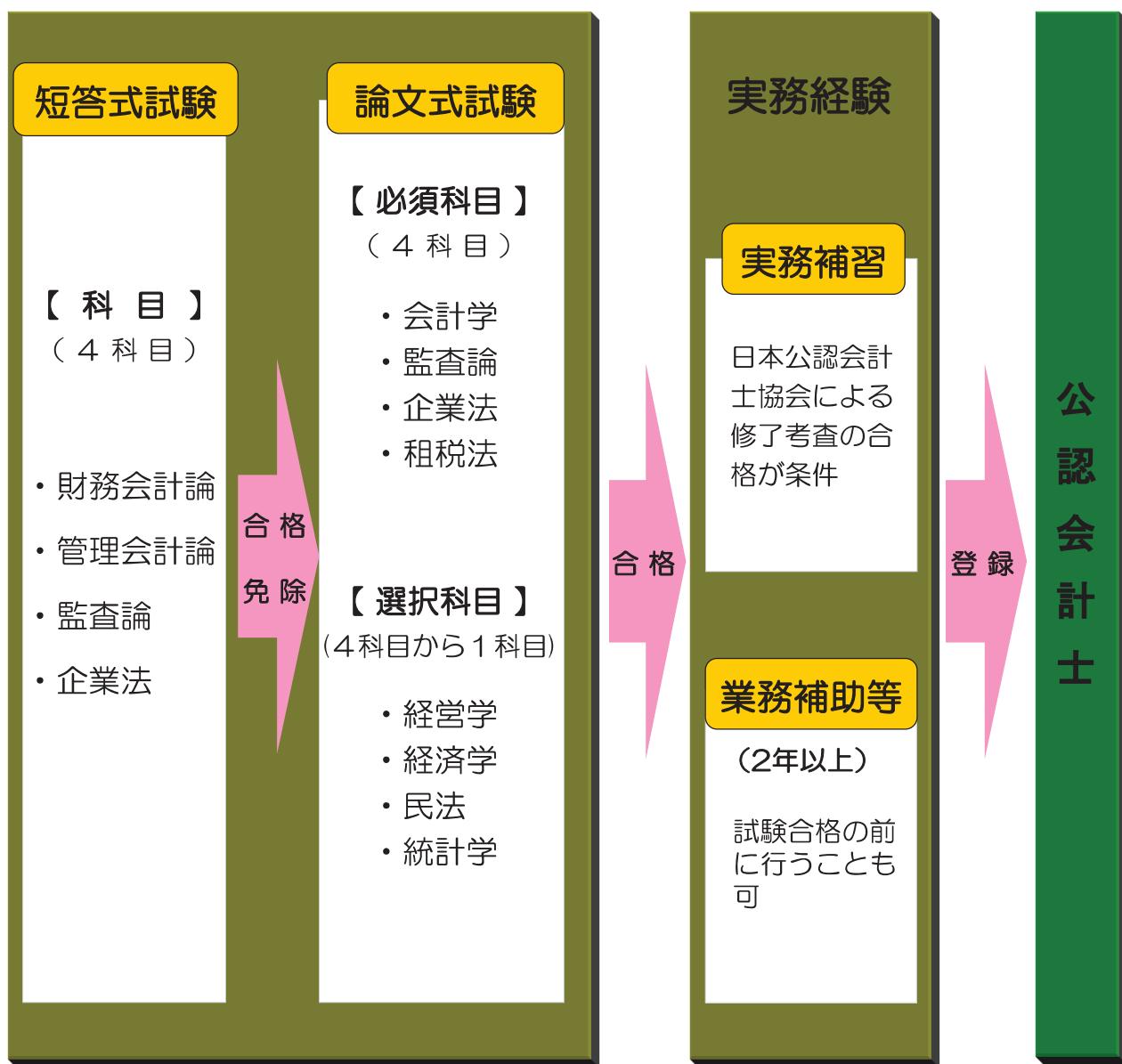
しかしながら、当該監査事務所における通知内容を具体的に検証すると、品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていないといった形式的な事項のみが通知されている事例が多く、品質管理レビューの指摘事項の実質的な内容やこれを踏まえた監査事務所の品質管理体制の現状について通知している事例はまれである。また、その通知方法については、口頭での通知が多く、書面での通知が行われている事例は少ない。さらに、監査事務所の中には、「品質管理レビューでの指摘内容は軽微なものであり、監査役に伝達する必要性が認められない」、「監査役から通知の要求や質問を特段受けていない」などとして、実施された品質管理レビューについて何ら通知を行っていない監査事務所もみられる。

このように、検査対象とした監査事務所においては、監査役等との情報交換や意見交換に消極的な監査事務所が多くみられる。

② 不正・違法行為発見時の対応

取引所の適時開示等により公表されている事例以外にも、監査事務所として、財務書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した事項について、金商法第193条の3に基づく通知を被監査会社に対して行い、当該通知を受けた被監査会社において、四半期報告書の訂正や内部統制の改善といった是正措置を実行するに至った事例が複数確認されている。

公認会計士試験制度の概要



《平成26年試験の実施日程》

- 短答式試験：25年12月8日及び26年5月25日（いずれかに合格すれば可）
- 論文式試験：26年8月22～24日

平成 25年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 受	文 驗 (B)	式 者	合 格 者 (C)	合 格 率	
						(C) / (A)	(C) / (B)
平成 18	人 20,796 (16,311)	人 9,617 (5,132)		人 3,108 (1,372)		% 14.9 (8.4)	% 32.3 (26.7)
平成 19	人 20,926 (18,220)	人 9,026 (6,320)		人 4,041 (2,695)		% 19.3 (14.8)	% 44.8 (42.6)
平成 20	人 21,168 (19,736)	人 8,463 (7,034)		人 3,625 (3,024)		% 17.1 (15.3)	% 42.8 (43.0)
平成 21	人 21,255 (20,443)	人 6,173 (5,361)		人 2,229 (1,916)		% 10.5 (9.4)	% 36.1 (35.7)
平成 22	人 25,648 (25,147)	人 5,512 (5,011)		人 2,041 (1,923)		% 8.0 (7.6)	% 37.0 (38.4)
平成 23	人 23,151 (22,773)	人 4,632 (4,254)		人 1,511 (1,447)		% 6.5 (6.4)	% 32.6 (34.0)
平成 24	人 17,894 (17,609)	人 3,542 (3,257)		人 1,347 (1,301)		% 7.5 (7.4)	% 38.0 (39.9)
平成 25	人 13,224 (13,016)	人 3,277 (3,069)		人 1,178 (1,149)		% 8.9 (8.8)	% 35.9 (37.4)
合計	164,062	50,242		19,080		11.6	38.0

(注 1) 平成 25年合格者中
最高年齢57歳、最低年齢19歳、女性224人

(注 2) 表中()内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したものの。

(注 3) 平成25年の願書提出者は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が9,984人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が9,477人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

(参考) 過去の第2次試験結果状況

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 受	文 驗 (B)	式 者	合 格 者 (C)	合 格 率	
						(C) / (A)	(C) / (B)
平成 7	人 10,414	人 3,027		人 722		% 6.9	% 23.9
平成 8	人 10,183	人 3,017		人 672		% 6.6	% 22.3
平成 9	人 10,033	人 3,147		人 673		% 6.7	% 21.4
平成 10	人 10,006	人 3,395		人 672		% 6.7	% 19.8
平成 11	人 10,265	人 3,320		人 786		% 7.7	% 23.7
平成 12	人 11,058	人 3,381		人 838		% 7.6	% 24.8
平成 13	人 12,073	人 3,336		人 961		% 8.0	% 28.8
平成 14	人 13,389	人 3,414		人 1,148		% 8.6	% 33.6
平成 15	人 14,978	人 3,404		人 1,262		% 8.4	% 37.1
平成 16	人 16,310	人 3,278		人 1,378		% 8.4	% 42.0
平成 17	人 15,322	人 3,548		人 1,308		% 8.5	% 36.9
合計	134,031	36,267		10,420		7.8	28.7

(注 1) 第2次試験が短答式及び論文式となった平成7年以降の状況

(注 2) 昭和24年から平成17年までの累計
願書提出者(A) : 321,580人、合格者(C) : 24,430人、合格率(C) / (A) : 7.6%

2. 年齢別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文受験式者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	146	12	9	6.2	75.0	0.8
20歳以上25歳未満	3,742	893	515	13.8	57.7	43.7
25歳以上30歳未満	3,948	1,132	413	10.5	36.5	35.1
30歳以上35歳未満	2,501	631	171	6.8	27.1	14.5
35歳以上40歳未満	1,227	258	35	2.9	13.6	3.0
40歳以上45歳未満	724	160	17	2.3	10.6	1.4
45歳以上50歳未満	403	79	11	2.7	13.9	0.9
50歳以上55歳未満	232	47	3	1.3	6.4	0.3
55歳以上60歳未満	141	34	4	2.8	11.8	0.3
60歳以上65歳未満	80	14	0	0.0	0.0	0.0
65歳以上	80	17	0	0.0	0.0	0.0
合 計	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9	100.0

(注) 平成25年11月15日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文受験式者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合格構成比 者比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
大学院修了	人 778	人 208	人 46	% 5.9	% 22.1	% 3.9
会計専門職 大学院修了	1,077	661	71	6.6	10.7	6.0
大学院在学	136	32	13	9.6	40.6	1.1
会計専門職 大学院在学	277	75	44	15.9	58.7	3.7
大学卒業 (短大含む)	6,841	1,517	567	8.3	37.4	48.1
大学在学 (短大含む)	2,625	559	348	13.3	62.3	29.5
高校卒業	1,172	167	65	5.5	38.9	5.5
その他	318	58	24	7.5	41.4	2.0
合 計	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9	100.0

(注1) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出してきた受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

(注2) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込み者を含む。

(注3) 合格者構成比の合計欄については、端数処理の関係で合計と一致しない。

4. 職業別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文受験式者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 成 者 比 合構比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
会計士補	人 172	人 170	人 24	% 14.0	% 14.1	% 2.0
会計事務所員	446	95	19	4.3	20.0	1.6
税理士	91	25	1	1.1	4.0	0.1
会社員	2,456	358	54	2.2	15.1	4.6
公務員	344	65	14	4.1	21.5	1.2
教員	50	23	1	2.0	4.3	0.1
教育・学習支援者	79	19	1	1.3	5.3	0.1
学生	3,903	922	518	13.3	56.2	44.0
専修学校・各種学校受講生	2,788	1,004	381	13.7	37.9	32.3
無職	2,628	515	155	5.9	30.1	13.2
その他	267	81	10	3.7	12.3	0.8
合計	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9	100.0

(注) 第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出してきた受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。

5. 財務局別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文受験者 (B)	式者 (C)	合格率		合格構成比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
北海道	人 258	人 55	人 19	% 7.4	% 34.5	% 1.6
東北	369	80	30	8.1	37.5	2.5
関東	8,051	1,979	701	8.7	35.4	59.5
北陸	177	52	20	11.3	38.5	1.7
東海	767	183	68	8.9	37.2	5.8
近畿	2,543	703	273	10.7	38.8	23.2
中国	197	50	15	7.6	30.0	1.3
四国	159	33	15	9.4	45.5	1.3
九州	119	24	5	4.2	20.8	0.4
福岡	547	112	32	5.9	28.6	2.7
沖縄	37	6	0	0.0	0.0	0.0
合計	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9	100.0

平成25年度の講演会の開催状況

開催日	場 所	講 師
平成25年6月18日	長 崎 大 学	廣 本 委 員
11月8日	佐 賀 大 学	千 代 田 会 長
11月13日	松 山 大 学	廣 本 委 員
12月4日	久 留 米 大 学	廣 本 委 員
12月6日	愛 知 大 学	千 代 田 会 長

平成 25 年 6 月 21 日
公認会計士・監査審査会

平成 25 年公認会計士試験第 II 回短答式試験の合格発表について

本日、平成 25 年公認会計士試験第 II 回短答式試験の合格発表を行いました。
試験結果の概要、合格者番号等は、次のとおりです。

なお、今回の試験から、第 II 回短答式試験の合格発表に合わせて、第 I 回及び第 II 回短答式試験の属人ベース(注)での「願書提出者数」「受験者数(答案提出者数)」「欠席者数」を新たに公表することにしました。

(注) 属人ベースとは、平成 25 年第 I 回短答式試験及び同第 II 回短答式試験のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

1. 第 II 回短答式試験結果の概要について

(1) 願書提出者数

9,477 人

(2) 受験者数(答案提出者数)

6,000 人(注)

(注) 願書提出者数と受験者数の差の内訳

・ 欠席者数	1,966 人(第 II 回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者)
・ 短答式試験免除者数	1,511 人
うち 平成 23 年又は平成 24 年短答式試験合格者	1,166 人
うち 司法試験合格者や大学教授等	137 人
うち 旧第二次試験合格者	208 人

(3) 合格者数

695 人

- ・ 総点数の 67% 以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち 1 科目につき、その満点の 40% 未満のものがある者は不合格

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		46.3%
科目別	財務会計論	41.7%
	管理会計論	50.4%
	監査論	47.1%
	企業法	49.5%

(5) 得点階層分布表（総合得点比率）

(6) 正解、満点及び配点

(7) 合格者受験番号

(関東財務局)

(近畿財務局)

(関東財務局及び近畿財務局以外)

2. 第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果

(1) 願書提出者数

13,224 人

(2) 受験者数（答案提出者数）

9,222 人（注）

（注）願書提出者数と受験者数の差の内訳

- ・欠席者数 2,513 人（第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目すべてを欠席した者）
- ・短答式試験免除者数 1,511 人

(3) 合格者数（第Ⅰ回及び第Ⅱ回の合算）

1,766 人

- ・ 総点数の 67%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち 1 科目につき、その満点の 40%未満のものがある者は不合格

3. 論文式試験受験予定者数

3,277 人

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局

総務試験室

03-5251-7295

平成 25 年 11 月 15 日
公認会計士・監査審査会

平成 25 年公認会計士試験の合格発表について

本日、平成 25 年公認会計士試験の合格発表を行いました。合格発表の概要、合格者番号等は、次のとおりです。

- 公認会計士試験の合格発表の概要について
- 平成 25 年公認会計士試験（論文式試験）の合格点及び合格率等について
- 平成 25 年公認会計士試験合格者調
- 論文式試験成績通知書について
- 平成 25 年公認会計士試験合格者番号
 - (関東財務局 100001～200000)
 - (関東財務局 200001～)
 - (近畿財務局)
 - (関東財務局及び近畿財務局以外)
- 平成 25 年公認会計士試験論文式試験 一部科目免除資格取得者番号

【お問い合わせ先】
公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室
03-5251-7295

公認会計士試験の合格発表の概要について

1. 試験結果の概要

(1) 願書提出者数

13,224 人 (注)

うち 短答式試験の受験者等 13,016 人 (注)

(注)平成 25 年の願書提出者数は、第 I 回短答式試験における願書提出者が 9,984 人、第 II 回短答式試験における願書提出者が 9,477 人となっているところ、第 I 回、第 II 回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したもの。

(2) 論文式試験受験者数

3,277 人

うち 答案提出者数 2,945 人

(注)論文式試験受験者数 3,277 人と答案提出者 2,945 人との差は、論文式試験の受験予定科目すべてを欠席した者 332 人である。

(3) 論文式試験合格者数

1,178 人(対前年比 169 人減)、合格率 8.9%

うち 短答式試験の受験者等 1,149 人

【平成 25 年公認会計士試験結果】

区分	平成 25 年試験	短答式試験の受験者等	短答式試験みなし合格者 (旧第 2 次試験合格者)	(参考) 平成 24 年試験	短答式試験の受験者等	短答式試験みなし合格者 (旧第 2 次試験合格者)
願書提出者数 (a)	13,224 人	13,016 人	208 人	17,894 人	17,609 人	285 人
短答式試験受験者数	11,738 人 (12,904 人)	11,738 人 (12,904 人)	—	15,653 人 (17,505 人)	15,653 人 (17,505 人)	—
短答式試験合格者数	1,766 人 (2,932 人)	1,766 人 (2,932 人)	—	1,274 人 (3,126 人)	1,274 人 (3,126 人)	—
論文式試験受験者数	3,277 人	3,069 人	208 人	3,542 人	3,257 人	285 人
最終合格者数 (b)	1,178 人	1,149 人	29 人	1,347 人	1,301 人	46 人
合格率 (b/a)	8.9%	8.8%	13.9%	7.5%	7.4%	16.1%

(注1)表中()の数値は、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えて算出したもの。

(注2)平成 25 年試験の「短答式試験の受験者等」の願書提出者数は、平成 25 年短答式試験受験者 11,738 人のほか、平成 24 年又は平成 23 年の短答式試験合格による短答式試験免除者 1,166 人並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者 137 人を含んだもの。なお、平成 25 年短答式試験受験者 11,738 人のうち短答式試験免除者 25 人が重複しているので、合計は「短答式試験の受験者等」の願書提出者数と一致しない。(平成 24 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載。)

(注3)平成 24 年試験の「願書提出者数」及び「最終合格者数」の数値並びに「短答式試験受験者数」及び「短答式試験合格者数」の()の数値は、全科目免除者 1 人(平成 24 年試験において、全科目について試験免除の

資格を有することとなった者)を含んだもの。

(4) 参考資料

平成 25 年公認会計士試験論文式試験得点階層分布表(総合得点比率)

2. 合格者の概要

(1) 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち 1 科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

(2) 合格者の年齢

- 最高年齢は 57 歳、最低年齢は 19 歳
- 合格者の平均年齢は 26.2 歳

(3) 合格者の性別

- 男性 954 人、女性 224 人
- 合格者に占める女性の比率は 19.0%

(4) 合格者の学歴

- 「大学卒業(短大含む)」以上が 741 人(構成比 62.9%)

(5) 合格者の職業

- 「学生」「専修学校・各種学校受講生」が 899 人(構成比 76.3%)
- 「会社員」は 54 人(構成比 4.6%)

3. 科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、次回以降の2年間免除を受けることができる科目免除資格取得者は 400 人(属人ベース)

(注1)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 452 人

(注2)一部の試験科目について試験が免除される対象は、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験

平成25年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)

階層	答案提出者			9条ただし書該当者(注1)		9条ただし書を適用した場合		
	人員 (A)	累計 (B)	答案提出者に対する累計人数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A)–(D) (F)	累計 (B)–(E) (G)	答案提出者に対する累計人数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
100%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
99%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
98%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
97%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
96%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
95%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
94%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
93%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
92%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
91%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
90%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
89%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
88%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
87%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
86%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
85%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
84%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
83%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
82%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
81%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
80%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
79%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
78%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
77%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
76%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
75%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
74%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
73%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
72%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
71%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
70%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
69%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
68%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
67%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
66%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
65%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
64%	3	3	0.10	0	0	3	3	0.10
63%	9	12	0.41	0	0	9	12	0.41
62%	18	30	1.02	0	0	18	30	1.02
61%	22	52	1.77	0	0	22	52	1.77
60%	43	95	3.23	0	0	43	95	3.23
59%	68	163	5.53	0	0	68	163	5.53
58%	84	247	8.39	0	0	84	247	8.39
57%	106	353	11.99	0	0	106	353	11.99
56%	134	487	16.54	1	1	133	486	16.50
55%	155	642	21.80	1	2	154	640	21.73
54%	178	820	27.84	1	3	177	817	27.74
53%	189	1,009	34.26	1	4	188	1,005	34.13
52%	181	1,190	40.41	8	12	173	1,178	40.00
51%	190	1,380	46.86	6	18	184	1,362	46.25

階層	答案提出者			9条ただし書該当者(注1)		9条ただし書を適用した場合		
	人員 (A)	累計 (B)	答案提出者に対する累計人数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A) - (D)	累計 (B) - (E)	答案提出者に対する累計人数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
50%	202	1,582	53.72	14	32	188	1,550	52.63
49%	142	1,724	58.54	6	38	136	1,686	57.25
48%	108	1,832	62.21	16	54	92	1,778	60.37
47%	128	1,960	66.55	30	84	98	1,876	63.70
46%	124	2,084	70.76	41	125	83	1,959	66.52
45%	93	2,177	73.92	45	170	48	2,007	68.15
44%	96	2,273	77.18	59	229	37	2,044	69.41
43%	53	2,326	78.98	42	271	11	2,055	69.78
42%	63	2,389	81.12	57	328	6	2,061	69.98
41%	56	2,445	83.02	52	380	4	2,065	70.12
40%	49	2,494	84.69	48	428	1	2,066	70.15
39%	45	2,539	86.21	45	473	0	2,066	70.15
38%	47	2,586	87.81	47	520	0	2,066	70.15
37%	32	2,618	88.90	32	552	0	2,066	70.15
36%	23	2,641	89.68	23	575	0	2,066	70.15
35%	20	2,661	90.36	20	595	0	2,066	70.15
34%	18	2,679	90.97	18	613	0	2,066	70.15
33%	15	2,694	91.48	15	628	0	2,066	70.15
32%	19	2,713	92.12	19	647	0	2,066	70.15
31%	15	2,728	92.63	15	662	0	2,066	70.15
30%	13	2,741	93.07	13	675	0	2,066	70.15
29%	15	2,756	93.58	15	690	0	2,066	70.15
28%	11	2,767	93.96	11	701	0	2,066	70.15
27%	9	2,776	94.26	9	710	0	2,066	70.15
26%	8	2,784	94.53	8	718	0	2,066	70.15
25%	6	2,790	94.74	6	724	0	2,066	70.15
24%	3	2,793	94.84	3	727	0	2,066	70.15
23%	6	2,799	95.04	6	733	0	2,066	70.15
22%	7	2,806	95.28	7	740	0	2,066	70.15
21%	7	2,813	95.52	7	747	0	2,066	70.15
20%	3	2,816	95.62	3	750	0	2,066	70.15
19%	10	2,826	95.96	10	760	0	2,066	70.15
18%	3	2,829	96.06	3	763	0	2,066	70.15
17%	8	2,837	96.33	8	771	0	2,066	70.15
16%	3	2,840	96.43	3	774	0	2,066	70.15
15%	2	2,842	96.50	2	776	0	2,066	70.15
14%	13	2,855	96.94	13	789	0	2,066	70.15
13%	11	2,866	97.32	11	800	0	2,066	70.15
12%	8	2,874	97.59	8	808	0	2,066	70.15
11%	13	2,887	98.03	13	821	0	2,066	70.15
10%	9	2,896	98.34	9	830	0	2,066	70.15
9%	2	2,898	98.40	2	832	0	2,066	70.15
8%	7	2,905	98.64	7	839	0	2,066	70.15
7%	14	2,919	99.12	14	853	0	2,066	70.15
6%	13	2,932	99.56	13	866	0	2,066	70.15
5%	7	2,939	99.80	7	873	0	2,066	70.15
4%	1	2,940	99.83	1	874	0	2,066	70.15
3%	0	2,940	99.83	0	874	0	2,066	70.15
2%	2	2,942	99.90	2	876	0	2,066	70.15
1%	1	2,943	99.93	1	877	0	2,066	70.15
0%	2	2,945	100.00	2	879	0	2,066	70.15

(注1)「9条ただし書該当者(D)」は、1科目につき得点比率が40%未満のものがある者的人数。

(注2)各階層については、例えば、階層が「50%」の場合は、50%以上51%未満の人数。他の階層も同様。

当面のアクションプラン（平成 25 年度改訂）

金融庁、公認会計士・監査審査会の取組み	
活動領域の拡大関連	<p>各種団体の協力を得つつ、経済界に対して、企業内の会計専門家の拡充の必要性と合格者という人材のプールの存在を周知するとともに、日本公認会計士協会が行う求人・求職のマッチングの取組みへの求人情報の提供や就職説明会への参加の必要性、更には採用方法や業務モデル等の明確化の検討の必要性について周知する。また、有期雇用やコンサルティング会社において財務分析に関する事務を行う場合であっても合格者の資格取得が可能であることを明らかにし、有期雇用を含めた合格者の活用を呼びかけるための PR チラシを作成し、関係団体や東京証券取引所の協力を得ながら経済界に対して配布する。さらに、周知につき、E D I N E T や各種団体のサイトの活用を図ること等により、合格者の採用を呼びかける。</p> <p>受験者、合格者及び公認会計士の意識改革を進めるため、監査業界のみならず、経済界でも会計専門家に対する需要があること等について、ホームページ、受験案内、合格通知や説明会の場などにおいて積極的に周知する。</p> <p>学生に対し、経済界等でも公認会計士の活躍の場がある旨、大学等の講演会において積極的に周知する。講演会では、日本公認会計士協会の組織内会計士協議会とも連携し、組織内会計士として活躍している公認会計士に体験を語ってもらう場を設ける等、学生に様々な活動領域があることを知ってもらうための工夫を引き続き検討する。</p> <p>合格者に対するアンケートなどを実施し、合格者の意識の把握に努める。実態を可能な限り正確に把握する観点から、実務補習団体等と連携して、アンケートの回収率を一層高めるための方法を検討する。</p> <p>合格者や公認会計士の採用実態や課題を把握するために実施している上場企業向けのアンケートについては、実施時期や実施方法の見直しを行う。</p> <p>就職についての意思決定等に資するため、合格者に順位を通知する。</p> <p>組織内会計士及び試験合格者が在籍している企業にヒアリングを行い、公認会計士等の採用に係るメリット・デメリットについて実態把握を行う。調査の結果は、公認会計士等の活用に関する企業向け広報資料を改訂する際に生かすとともに、日本公認会計士協会が作成する経済界向けの広報マテリアルや、同協会及び当局が主催する企業向け説明会等においても活用されるよう、同協会と連携していく。</p>
実務従事関連	実務従事として認められた事例、申請の方法や業務補助等報告書の様式・記載例等を金融庁ホームページの「公認会計士の登録Q & A」に掲載していることについて、ホームページや合格通知への同封など効果的な方法を活用して、受験者、合格者に対する周知に努める。さらに、平素の受験者、合格者等からの問い合わせ内容を踏まえ、よりわかりやすいものとなるよう隨時改訂する。
実務補習関連	日本公認会計士協会で検討を行っている実務補習のカリキュラムの見直しや体制の強化について積極的に協力し、必要に応じて制度的な見直しを行う。

継続的専門研修（CPE）	組織内会計士にとってCPEを受講するための時間的負担が大きいという声や、組織内会計士向けの講座が少ないという声があることから、組織内会計士が受講しやすい環境のあり方について、日本公認会計士協会と共に検討していく。
公認会計士の魅力の向上策の検討	日本公認会計士協会等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について検討する。
公認会計士試験の実施関連	試験の実施方法、試験内容等の改善点について、経済界、受験者及び合格者に対して、一層積極的に周知していく。
	実務補習との連携や企業実務の動向にも配慮した試験内容となるよう図るなど、試験実施面での検討を引き続き行う。
広報マテリアル	現在の広報マテリアルを改訂し、合格者や公認会計士が監査業界のみならず、企業の中でその専門的知識を生かして働く等、経済界の幅広い分野で活躍することが期待されており、多様な進路が存在するということを紹介したものとする。改訂された広報マテリアルの配布先の拡大を検討するとともに、その内容について、日本公認会計士協会・組織内会計士協議会等とも連携しながら、更なる充実を図る。
フォローアップ	活動領域の拡大等の進捗状況についてフォローアップを行い、必要な対応策について議論するため、今後とも必要に応じ関係者間の意見交換を継続する。

日本公認会計士協会における取組み	
活動領域の拡大関連	金融庁、経団連、金融4団体とも連携しつつ、これまで実施してきた求人・求職のマッチングの取組み（Career Navi）を一層強化する。金融庁が実施したアンケートの結果も踏まえ、Career Navi の更なる周知・広報のための方法の検討等を通じて、求人情報の更なる取得を行うほか、求職者の属性、希望のきめ細かな提供を行うなど、マッチング機能の向上を図る。なお、求職活動をしている合格者を対象に、定期的にヒアリングを実施する等して問題点の把握に努め、制度のさらなる改善を図り、就職成就率の向上を図る。
	経済界向けの就職説明会を引き続き開催するとともに、経済界等の協力を得て、企業・学校法人等向けの説明会を実施し、就職説明会への参加法人の拡大を目指す。
	受験者・合格者及び監査法人等の負担軽減等の観点から、平成23年から開始した監査法人等の採用活動を、合格発表後に実施するなどとした採用活動について毎年継続的に実施し、発生する課題の洗い出しと検討を行う。
	監査法人の規模を問わず、継続して雇用拡大に努めるとともに、特に定期採用を行っていない中小監査法人及び個人事務所に対しては、未就職又は勤務先企業等で実務従事の要件を満たすことが難しい合格者と業務委託契約を締結して、非常勤で監査の補助業務に従事してもらうよう協力を求める一方、参加を希望する合格者を募集し、マッチングする。金融庁とも連携し、協力法人・事務所の拡大を図るための方策その他マッチングがより円滑に行われるための方法を検討する。なお、参加した合格者を対象に監査実務のフォローアップ研修を行い、監査の品質管理

	<p>を含む実務への理解を深めてもらう。また、支部単位で実務補習所に通う未就職者に対して個別に対応するなど、合格者の就職活動の支援を行う。</p> <p>登録会員の勤務状況について全体像を把握し、経済界で活躍する合格者や公認会計士の体験談や事例を集め、経済界からの期待と先行事例とともに、受験者、合格者、公認会計士、更には経済界に対して積極的に周知する。組織内会計士協議会において、組織内会計士の属性別、業種毎の組織化及びそれに応じた施策を検討する。</p> <p>経済界等で活躍する合格者や公認会計士が参加するネットワークを構築・運用し、合格者や公認会計士の活動領域の拡大に向けての取組みを促進する。組織内会計士ネットワークへの登録促進を図るため、協会が把握している会員に関する情報の分析を行い、より正確な組織内会計士の実態を把握する。また、組織内会計士の資質の維持・向上や、社会的価値向上を図るための研修等を実施するほか、組織内会計士の存在を広く周知する。</p> <p>経済界で働く公認会計士の協会活動やCPEに関する負担、監査業界における初任給等について検討し、活動領域の拡大のための環境の整備に努める。</p> <p>組織内会計士協議会において、一般企業等への転職を希望する監査法人勤務者に対し研修会等を通じて転職支援を行うほか、試験合格者に対して組織内会計士の活動状況に関する説明会、研修会等を実施する等、組織内会計士と監査業界の公認会計士・合格者との相互連携を図る。また、監査法人等に所属する公認会計士等への需要を掘り起こし、又は需要に対応するための説明会や懇談会等の開催を検討する。</p> <p>監査法人等から経済界への公認会計士の転職が円滑に進むよう、各監査法人等の取組みに加え、公認会計士と経済界等の間の求人・求職のマッチングの取組みの充実を図る。就職希望を受け付ける際は、求職者の属性や希望をよりきめ細やかに把握するよう努める。</p> <p>例えば、会社法監査の対象となる会社に対する会計監査人設置の徹底を関係方面に働きかけをすることなどにより、公認会計士の監査業務の量的な拡大を進め、合格者の監査事務所への就業機会の拡大を図る。</p>
実務補習関連	<p>実務補習における教育水準の向上を図るために、講師陣を強化するほか、考查問題を暗記型から思考型へシフトするなど実施体制の抜本的強化やカリキュラムの見直しを引き続き行う。</p> <p>実務補習とは別に、監査現場で必要なスキルを習得するため、大手監査法人就職者以外の者を対象にした実務的な研修を引き続き実施する。</p> <p>経団連、金融4団体の協力を得つつ、社会人が実務補習に取り組みやすく、企業にとって有用な会計専門家育成プログラムとなるようカリキュラムの見直し等を行う。また、土曜日コースの充実やeラーニングの拡充など、企業に勤めながらも受講できるようカリキュラムの柔軟化をより一層推進する。</p> <p>企業が実務補習の意義や教育効果（メリット）を実感できるように、企業採用担当者説明会などの機会を通じ、実務補習の重要性を積極的に引き続き情報発信する。</p> <p>実務補習の効率的な実施のために、会計専門職大学院における教育機能との連携を検討する。</p>

	待機合格者等でも経済的な負担なく実務補習が受講できるよう、資金の無利子貸与制度を引き続き運用する。
広報マテリアル	現在の広報マテリアルを改訂し、合格者や公認会計士が監査業界のみならず、企業の中でその専門的知識を生かして働く等、経済界の幅広い分野で活躍することが期待されており、多様な進路が存在するということを紹介したものとする。改訂された広報マテリアルの配布先の拡大を検討する。その内容について、金融庁等とも連携しながら、更なる充実を図る。
	公認会計士試験及び試験合格者等についての経済界向けの広報マテリアルを作成する。その配布先の拡大及び効果的な周知方法について検討する。

経団連・金融4団体における取組み	
活動領域の拡大関連	財務情報の信頼性を向上させるための取組みの一つとして、企業内の会計専門家の拡充を検討するよう、会員企業に促す。
	企業内の会計専門家を拡充させる上で、日本公認会計士協会が行う求人・求職のマッチングの取組み（Career Navi）や、同協会が主催する就職説明会の機会があることについて、会員企業に周知する。
	会計専門家が企業内で活躍する意欲を高めるため、業務モデル等の明確化の検討の必要性について会員企業に周知する。
	金融庁や日本公認会計士協会による、企業内の会計専門家の採用実態や課題を把握するための取組み（上場会社向けのアンケートなど）に協力するよう、会員企業に周知する。
	日本公認会計士協会・組織内会計士協議会の活動に対して、必要に応じ協力する。
実務補習関連	日本公認会計士協会で検討を行っている会計専門家育成のためのカリキュラムの見直しや講師派遣に積極的に協力し、企業にとっても有益な実務補習となるようアドバイスを行う。
広報関連	公認会計士試験及び試験合格者等について、日本公認会計士協会や金融庁が経済界向けに作成する広報用資料の改訂や周知に協力する。
	会員向けの月報などで、合格者や公認会計士の企業内での活躍事例を紹介する取組みを行っていく。

平成 25 年 7 月 5 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士試験事業に係る「民間事業者による対象公共サービスの実施状況」(平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月) について

公認会計士試験事業に係る「民間事業者による対象公共サービスの実施状況」(平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月) について、「公認会計士試験事業 民間競争入札実施要項」に基づき、公表します。

【お問い合わせ先】

公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室 試験総括係

03-5251-7295

[公認会計士試験事業の実施状況について \(PDF\)](#)

公認会計士試験事業の実施状況について（平成 23 年度～平成 24 年度）

平成 25 年 5 月 31 日
公認会計士・監査審査会

1. 対象公共サービスの事業名

公認会計士試験事業

2. 対象公共サービスの内容

関東財務局の実施する試験実施業務のうち、試験会場確保、願書配付・受付等、短答式試験及び論文式試験の立会等

3. 対象公共サービスの業務委託期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日まで

4. 公共サービス実施民間事業者名

凸版印刷株式会社

5. 受託事業者決定の経緯

「公認会計士試験事業 民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（5 社）から提出された企画書について、関東財務局内に設置した総合評価審査委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施したところ、いずれも評価基準を満たしていたため、技術評価点を付与した。

入札価格については、平成 23 年 1 月 27 日に開札した結果、1 社は予定価格を上回る価格を提示した。予定価格の範囲内であった 4 社について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と入札価格点の合計点）の最も高い者を落札者とした。

6. 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況

委託業務	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況	
		23年度 (23年4月～24年3月)	24年度 (24年4月～25年3月)
①全業務共通	事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。	24年試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。	25年試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。
②試験会場の確保業務	概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。	23年度は契約対象外(関東財務局において手配)	交通の便、環境及び規模の何れも適切な試験会場が確保されていた。
	余裕を持った試験室の座席配置すること。	余裕を持った座席配置となっていた。	余裕を持った座席配置となっていた。
	試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。	適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。
③願書等の配付・受付業務	受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。	受験案内・願書の配付漏れは認められなかった。	受験案内・願書の配付漏れは認められなかった。
	受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。	24年第Ⅰ回短答式試験において受験番号の付番ミス(174件)があったことから、受験票の書き直しを行い発送したところ、受験票の一部の項目に記入漏れ(17件)があった。なお、これらの17件については、試験日前までに正しい受験票との差替えが行われていた。 24年第Ⅱ回短答式試験の願書受付業務において受付・チェック漏れ、受付ミスは認められなかった。	受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスは認められなかった。
	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。	受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかった。	受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかった。
④マニュアルに基づいた試験会場の運営	会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。	集合研修等を実施することにより、マニュアル遵守の徹底が図られていた。	25年第Ⅰ回短答式試験において、答案用紙の配付誤り(「管理会計論」と「監査論」の2科目の答案用紙1枚ずつ配付すべきところ、担当試験官の不注意により「監査論」の答案用紙を2枚配付したもの)が1件発生した。答案用紙回収の際、同一の受験者から「監査論」の答案用紙が重複して提出されたことにより配付誤りが判明したことから、公認会計士・監査審査会の指示に従い、当該受験者が「管理会計論の答案である」とした「監査論」の答案用紙が、「管理会計論」の答案用紙として採点されるよう措置し、当該受験者に不利益を与えることの無いよう対応した。 今後は、答案用紙の配付手順をマニュアルに具体的に明記し、試験官に注意を促すほか、受験者自身にも答案用紙が過不足無く配付されているかの確認を求め、再発防止を図ることとしている。

	試験問題の事前の漏洩の絶対防止	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。
	試験時間の過不足の絶対防止	試験時間の過不足は認められなかった。	試験時間の過不足は認められなかった。
	不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処	不正行為は認められなかった。なお、24年第1回短答式試験において、不正行為の防止に努める過程で、特定の受験者(2名)について、使用可能電卓であるにもかかわらず、試験監督上、誤って使用を認めなかった事例が発生した。	受験者に対して、不正行為には厳正に対処することや、あらかじめ認められた物以外は試験中に机上に置かないことなどの周知を徹底したが、25年第1回短答式試験において不正行為が1件発生した。当該不正行為に対しては、当日の試験終了後に不正行為者や試験官等に事情聴取を行うなど、公認会計士・監査審査会と連携することにより、適切に対応されていた。
	マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認	マニュアルに基づき、試験監督員が、受験者個々の受験票と受験者本人の確認を通じて、適切に出欠及び受験資格の確認が行われていた。	マニュアルに基づき、試験監督員が、受験者個々の受験票と受験者本人の確認を通じて、適切に出欠及び受験資格の確認が行われていた。
	問題に正誤がある場合には、公認会計士・監査審査会からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。	試験問題の訂正はなかった。	24年論文式試験において試験問題の訂正があったが、公認会計士・監査審査会の指示及びマニュアルに従って、受験者に対して確実に周知されていた。
	受験者に配付した答案用紙の全数回収	答案用紙は全数回収されていた。	答案用紙は全数回収されていた。
	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正は認められなかった。	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正は認められなかった。
	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。
	関東財務局から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。	個別注意事項に配慮し受験特別措置対象者に対して適切に対応されていた。	個別注意事項に配慮し受験特別措置対象者に対して適切に対応されていた。
	試験会場の原状回復を行うこと。	試験会場設営前の状態に原状回復が行われていた。	試験会場設営前の状態に原状回復が行われていた。
⑤ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。	周辺住民からのクレームや交通トラブルは認められなかった。	周辺住民からのクレームや交通トラブルは認められなかった。
⑥ 苦情等への適切な対応	受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによても対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに関東財務局に連絡し指示を仰ぐこと。	電卓の使用禁止措置を取った受験者から苦情等があったが、受験者に丁寧な説明を行うとともに、必要に応じて公認会計士・監査審査会に報告され、審査会において対応した。	受験者からの問い合わせや苦情については、必要に応じて関東財務局及び公認会計士・監査審査会に報告され、受験者に丁寧な説明を行うなど、適切に対応されていた。
⑦ 答案用紙の引渡し	回収した答案用紙の公認会計士・監査審査会が指定する運送業者への引渡し漏れがないこと。	回収した答案用紙の運送会社への引渡しは適切に行われた。	回収した答案用紙の運送会社への引渡しは適切に行われた。

7. 民間事業者からの提案による改善実施事項

- (1) 願書受付時において、受領した封筒、願書及び添付書類にそれぞれバーコードシールを貼付することとした結果、書類の所在が明確になり、受験票の発送漏れや書類紛失を防止する等の効果があったと認められる。
- (2) 試験室で試験の立会を行う試験官及び試験会場の本部人員に対する研修について、従来の集合研修に加えて、インターネット上で研修を行う「eラーニング」を実施したところ、動画の使用により試験当日の試験監督業務の流れを分かりやすく解説するとともに、研修内容の修得状況をチェックするための「確認テスト」機能も付与されているなど、試験官業務の理解を深めるツールとして効果があったと認められる。

8. 実施経費の状況及び評価

(1) 実施経費の状況

(単位：千円)

	従来の経費			民間競争入札実施後の経費	
	19年度	20年度	21年度	23年度	24年度
民間事業者実施経費	—	—	—	44,835	73,815
財務局経費(人件費以外)	40,678	35,696	49,019	39,038	53
財務局人件費	26,582	28,029	32,009	15,289	8,052
合計	67,260	63,725	81,028	99,162	81,920

【参考】試験実施に係る関東財務局人員

(単位：人)

		19年度	20年度	21年度	23年度	24年度
財務局人員	常勤	2.9	2.6	3.5	(23年4月～8月) 3.5 (9月～24年3月) 0.4	(24年4月～6月) 0.4 (7月～25年3月) 1.1
	非常勤	1.5	1.5	1.3	(23年4月～8月) 1.3 (9月～24年3月) 0	(24年4月～6月) 0 (7月～25年3月) 0.2

(注記事項)

- 「財務局人件費」の平成19年度から平成21年度分については、官民競争入札等監理委員会が定めた「実施要項における従来の実施状況に関する情報開示に関する指針」に基づき算出している。なお、23年度以降については、民間競争入札導入前の実績額（公認会計士試験業務に年度を通じて従事した、常勤職員1人当たり8,364千円、非常勤職員1人当たり2,103千円）を基に各年度の財務局人員を踏まえて算出している。

2. 平成 20 年度においては、短答式試験が従来の 2 日間から 1 日間に短縮されたことなどから、経費が平成 19 年度に比べて減少している。
3. 平成 22 年試験から短答式試験が年 1 回から 2 回に増加しており、平成 21 年度以降の経費は平成 20 年度以前に比べて増加している。
4. 平成 23 年 8 月までは関東財務局、同年 9 月以降は民間事業者が実施している。これに伴い同財務局の人員が減少したが、民間事業者への指導体制強化等のため、平成 24 年 7 月以降若干増加している。
5. 民間競争入札実施後、関東財務局は民間事業者の指導、公認会計士・監査審査会との連絡・調整等を行っている。

(2) 評価

民間競争入札実施の効果を評価するに当たり、平成 21 年度以前は短答式試験が年 1 回であったこと等から、①民間競争入札が導入された平成 23 年度から民間競争入札契約終期である平成 26 年 8 月までのコスト、及び②同期間(平成 23 年度～平成 26 年 8 月)において民間競争入札契約を行わなかった場合のコストを試算して比較した結果、下記③のとおり民間競争入札の実施により▲26,997 千円の削減効果が認められることから、効率的に業務が実施されたと評価できる。

①民間競争入札実施後のコスト（一部推計）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (8 月まで)	3 年 5 か月計
民間事業者実施経費	44,835	73,815	72,765	34,230	225,645
財務局経費(人件費以外)	39,038	53	53	22	39,166
財務局人件費	15,289	8,052	9,621	4,009	36,971
合 計	99,162	81,920	82,439	38,261	301,782

(注)「財務局人件費」については、民間競争入札導入前の実績値（公認会計士試験業務に年度を通じて従事した、常勤職員 1 人当たり 8,364 千円、非常勤職員 1 人当たり 2,103 千円）を基に、各年度の財務局人員を踏まえて算出している。

また、平成 25 年度以降の「財務局経費（人件費以外）」は、平成 24 年度実績額と同額と仮定して算出している（民間競争入札実施後の同経費は、民間事業者による事業の実施状況監督に要する旅費等）。

②民間競争入札を実施しなかった場合のコスト（推計）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (8 月まで)	3 年 5 か月計
財務局経費(人件費以外)	64,219	64,219	64,219	26,758	219,415
財務局人件費	32,009	32,009	32,009	13,337	109,364
合 計	96,228	96,228	96,228	40,095	328,779

(注) 平成 22 年試験から短答式試験が年 1 回から 2 回に増加しており、平成 21 年度以前のコストと民間競争入札実施後のコストを単純比較することが適当でないことから、「財務局経費（人件費

以外)」については平成 23 年 4 月から 8 月までの実績額を踏まえた推計値とし、「財務局人件費」については民間競争入札実施前の平成 21 年度実績額とした。

③民間競争入札実施に伴うコスト削減効果

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (8 月まで)	計
上記①-②	2,934	▲14,308	▲13,789	▲1,834	▲26,997

9. 平成 26 年度以降の民間競争入札の実施方針

(1) 関東財務局における民間競争入札

上記「6. 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況」から「8. 実施経費の状況及び評価」のとおり、関東財務局における民間競争入札については、必要な公共サービスの質を確保しつつ経費の削減が達成できたと認められる。

よって、平成 26 年度以降も同財務局において引き続き民間競争入札を継続（平成 26 年 4 月～平成 29 年 8 月）することとしたい。

(2) 民間競争入札の対象地域の拡大

民間競争入札の対象地域の拡大を検討するに当たっては、

① 関東財務局における民間競争入札の実績は、現時点で平成 24 年試験（短答・論文）及び平成 25 年短答式試験（第 I ・ II 回）にとどまっており、その運営状況等について引き続き見極めが必要であること、

② 対象地域を拡大した場合のコストについて検討が必要であること、から、民間競争入札の対象地域拡大については慎重に検討する必要がある。

10. 評価のまとめ

民間競争入札により民間事業者に委託した関東財務局の試験実施事業については、上記のとおり確保すべきサービスの質の確保等が概ね達成できたところであるほか、民間事業者の改善提案により事業の進捗管理や試験官研修等について各種の創意工夫がなされている等、評価できるものとなっている。

以上を踏まえ、平成 26 年度以降についても引き続き関東財務局における民間競争入札を継続することとし、関東財務局及び公認会計士・監査審査会と民間事業者との間でより緊密な連携を図りつつ、公平かつ公正な試験の実施に努めることとしたい。

なお、次期事業においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を継続することとしたい。

平成 25 年 7 月 23 日
公認会計士・監査審査会

平成 25 年公認会計士試験論文式試験の試験場について

平成 25 年 8 月 23 日、24 日及び 25 日に施行する平成 25 年公認会計士試験論文式試験の試験場を、別紙のとおり公表します。

また、試験場への携行品の取扱いについては、既に受験案内においてお知らせしておりますが、節電対策が講じられている状況も踏まえ、本試験においては、以下のとおり対応することとします。

○ 飲料用ペットボトルの持込み

500ml 以下のもの 1 本に限り、試験中に机上に置いて飲むことを認めておりますが、1 本目を飲み終わった場合には、試験官の許可を得て、ペットボトルを交換し机上に置いた上で飲むことを認めることとします。

【お問い合わせ先】
公認会計士・監査審査会事務局
総務試験室試験第 1 係
03-5251-7295

(別紙) 平成 25 年公認会計士試験論文式試験の試験場 (PDF)

平成 25 年 4 月 19 日
公認会計士・監査審査会

第 13 回監査監督機関国際フォーラム(ノールドワイク会合)について
Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第 13 回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が下記の通り開催され、公認会計士・監査審査会からは廣本委員、佐々木事務局長が参加し、日本における監査の品質向上に向けた取組み等につき紹介したほか、最近の監査監督に関する議論に参画しました。会合の模様につきましては、IFIAR 事務局による「プレスリリース」をご参照ください。

記

1. 日程・開催場所

平成 25 年 4 月 15 日(月)～4 月 17 日(水)

オランダ・ノールドワイク

2. 参加者

➤ メンバー(各国・地域の監査監督機関)は、

アブダビ、アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国 (計 44 力国・地域)

上記の内 42 力国・地域が本会合に参加

➤ オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行(WB)

計 6 国際機関

➤ 議長

ポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC)監査・専門職監視委員会エグゼクティブ・ディレクター

3. 主な議題

- オフィサー(議長、副議長)等の選出
- IFIAR 憲章の改定
- オフィサーの業務計画
- 投資家代表との対話
- 6 大国際監査ネットワークとの対話
- 現在の市況と最近の検査発見事項に関する議論
- 検査指摘事項に関する調査の実施 等

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム
(IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)
2013年4月15-17日 ノールドワイク

2013年4月15日から17日にかけて、蘭金融市場庁(Authority for the Financial Markets: AFM)の主催により、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)第13回会合が開催された。会合には、42カ国・地域の監査監督機関が参加した。

会合のハイライト

- IFIARメンバーは、ルイス・ファーガソン米公開会社会計監督委員会(Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB)委員を議長、ジャニー・ヴァン・ディグレン蘭AFM監査法人監督課長を副議長に選任した(任期は2年)。ポール・ジョージ英財務報告評議会(Financial Reporting Council: FRC)監査・専門職監視委員会エグゼクティブ・ディレクターは本会合でIFIAR議長としての任期が終了し、メンバーは、同氏の優れたリーダーシップに謝意を表した。オーストラリア、フランス、シンガポール、スリランカ及び英国の各監査監督当局がアドバイザリー・カウンシルに選任された。
- IFIARメンバーは、IFIARが監査品質におけるグローバルリーダーとしての役割を果たせるようIFIAR憲章を改定した。改定により、メンバーの見解表明やアウトリーチの実施が容易となる。
- メンバーは、2013年から2015年にかけたオフィサー(議長、副議長)の業務計画に合意した。同業務計画は、基準に関するコメントや国際機関との対話を通じアウトリーチを進めることを強調しているほか、IFIARに対するリーダーシップ発揮の奨励、監査品質の測定調査、大規模な国際監査ネットワークのガバナンス構造やビジネスモデルが監査品質の向上や低下にどのような影響を与えるかといったことを盛り込んでいる。また、同業務計画は、執行に関する事項について協力や情報共有を促進するための執行ワーキング・グループの設立を提案している。
- IFIARメンバーは、4名の投資家代表から意見を聴取した。蘭株主協会(Dutch Investors' Association)は、同国における最近の監査監督上の課題及びゴーイングコンサーンについて紹介した。英大学退職年金基金(Universities Superannuation Scheme Investment Management Ltd.)は、監査人の独立性、監査品質及び監査法人のローテーションに焦点を当てた。Hermes Equity Ownership Services¹は、職業的懐疑心について述べた。最後に、日本のマネックス・グループ創業者兼CEOが、監査報告書の読みやすさについて述べた。

¹ロンドンを拠点とする運用機関。

- IFIAR は、6大国際監査ネットワーク²のグローバル CEO と、監査品質の改善の進捗状況、監査の一貫性の向上、監査品質の向上につながる環境の奨励等について議論を行った。
- IFIAR メンバーは、最近の検査発見事項を共有し、検査指摘事項に関する第2回の調査を実施することについて合意したほか、最近の監査制度改正等について議論を行った。
- IFIAR メンバーは、国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA）と IESBA のガバナンス、アジア及び継続中のプロジェクトに関して意見交換を行った。

メンバーは、インドネシア及びスロベニアの監査監督当局が新たに IFIAR メンバーとして承認されたことを歓迎し、IFIAR のメンバー総数は 46 となった。

バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision: BCBS）、欧州委員会（European Commission: EC）、金融安定理事会（Financial Stability Board: FSB）、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）、公益監視委員会（Public Interest Oversight Board: PIOB）及び世界銀行（World Bank）の代表がオブザーバーとして参加し、監査に関する各々の活動状況について報告を行った。

更なる詳細

このプレスリリースの更なる詳細は、以下に照会されたい。

- IFIAR 議長—ルイス・ファーガソン：+1-202-207-9252、または IFIAR 副議長—ジャニー・ヴァン・ディグレン：+31-20797-2836 もしくは e-mail (IFIARSecretariatppcaobus.org)。
- IFIAR メンバーシップの詳細と更なる情報については、IFIAR ウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

² 6大国際監査ネットワークは、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst and Young、Grand Thornton、KPMG、Pricewaterhouse Coopers の 6 社の監査法人で構成。



FINANCIAL SERVICES AGENCY
Government of Japan



Certified Public Accountants and
Auditing Oversight Board

Mr. Jean Guill
Director General
Commission de Surveillance du Secteur Financier
110 route d' Arlon
L-2991 Luxembourg

2 August 2013

SUBJECT: EXCHANGE OF LETTERS BETWEEN THE FINANCIAL SERVICES AGENCY AND CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS AND AUDITING OVERSIGHT BOARD OF JAPAN AND THE COMMISSION DE SURVEILLANCE DU SECTEUR FINANCIER IN LUXEMBOURG ON COOPERATION AND THE EXCHANGE OF INFORMATION RELATED TO THE OVERSIGHT OF AUDITORS

Dear Mr. Guill:

1. It is recognized that co-operation between the Financial Services Agency of Japan (“JFSA”) and Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board (“CPAAOB”) and the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”) in the area of Auditor oversight would be mutually beneficial, with a view to ensuring the soundness of the securities markets and the investor protection in both jurisdictions. It is especially acknowledged that enhancing the exchange of information between the Authorities is important in view of the globalization of financial markets and the increasing cross-border activities in securities transactions.
2. In this context, the Authorities:
 - Having regard to Luxembourg law of December 18, 2009 on the audit profession as based on Article 47 of Directive 2006/43/EC which allows the CSSF under certain conditions to transfer to the JFSA/CPAAOB information relating to Auditors approved by the CSSF;
 - Recognising that the European Commission has decided upon the adequacy referred to in Article 47, paragraph 1(c) of the Directive 2006/43/EC in respect of Japan;
 - Recognising that the transfer of personal data from Luxembourg to Japan has to be in accordance with the Luxembourg law of August 2, 2002 on the adequate protection of personal data implementing Directive 95/46/EC, and in particular Chapter IV of Directive 95/46/EC;
 - Having regard to the Certified Public Accountants Act (“CPA act”) in Japan; and

- Recognising that the transfer of personal data from the JFSA/CPAAOB to the CSSF has to be in accordance with the Act on the Protection of Personal Information Held by Administrative Organs in Japan.

have reached the following framework. The Authorities recognise the need for mutual cooperation in matters related to the oversight of Auditors whose principal office is located in one Authority's jurisdiction and which provides an audit report concerning the annual or consolidated accounts of a company with securities issued or traded on a market in the other Authority's jurisdiction. The purpose of this Letter is to facilitate mutual cooperation between the Authorities to the extent permitted by their respective national laws in the area of public oversight of such Auditors.

3. This Letter does not create any binding legal obligations, nor does it modify or supersede any laws, regulations or regulatory requirements in Japan or Luxembourg. This Letter does not give rise to a right on the part of the JFSA/CPAAOB, the CSSF or any other governmental or non-governmental entity or any private person to challenge, directly or indirectly, the degree or manner of cooperation by the JFSA/CPAAOB or the CSSF.
4. This Letter does not prohibit the JFSA/CPAAOB or the CSSF from taking measures with regard to the supervision of Auditors that are different from or in addition to the measures set forth in this Letter.

DEFINITIONS

5. For the purpose of this Letter,

“Auditor” means a natural person or an audit firm that is subject to an Authority’s regulatory jurisdiction in accordance with the CPA act in Japan and the Luxembourg law of December 18, 2009 on the audit profession implementing Directive 2006/43/EC ;

“Authority” or “Authorities” means the JFSA/CPAAOB and/or the CSSF;

“Inspections” refers to external quality assurance reviews of Auditors generally undertaken on a regular basis with the aim of enhancing audit quality;

“Investigations” refers to non-criminal investigations in response to a specific suspicion of infringement or violation of laws, rules or regulations related to audit oversight;

“Laws, rules or regulations” means any laws, rules or regulations in force in the respective countries of the Authorities.

COOPERATION

Scope of cooperation

6. Cooperation covers the exchange of information related to audit oversight such as outcome of Inspections and Investigations including firm-wide quality control procedures and

engagement reviews provided that these information relate to an Auditor¹ that provides an audit report concerning the annual or consolidated accounts of a company incorporated in one Authority's jurisdiction whose transferable securities are issued or traded on markets in the other Authority's jurisdiction. Also, cooperation includes the transfer of audit working papers or other documents held by Auditors in relation to the audits of companies mentioned above.

7. In the case where non-public information relating to the audit of a company that has issued securities in the country of one of the Authorities, or to the audit of a company whose parent has issued securities in the country of one of the Authorities, is held exclusively by a relevant Auditor, the other Authority will not request direct transfer of such information by the Auditor. Such information will be requested and transferred via the Authorities.
8. In cases where the information requested may be maintained by, or available to, another Authority within the country of the requested side, the Authorities will endeavour to provide the information requested. The exchange of information between the Authorities should take place in accordance with their respective laws and regulations.
9. The Authorities will use their best endeavors to notify each other, prior to or immediately after taking any significant oversight measures, in respect to relevant Auditors that are registered/notified or seek registration/notification in the other jurisdiction.

Requests for information

10. Each Authority will provide the other Authority with information in accordance with this Letter upon request.
11. Requests will be made in writing (including e-mail) and addressed to the contact person of the requested Authority.
12. The requesting Authority should specify the following:
 - (a) the information requested;
 - (b) the purposes for which the information will be used;
 - (c) the reasons why the information is needed and, if applicable, the relevant provisions that may have been violated;
 - (d) an indication of the date by which the information is needed; and

¹ Foreign audit firms and its engagements are defined in Article 34-35 of the CPA act in Japan and Article 45 of EU Directive 2006/43/EC.

- (e) to the best of the knowledge of the requesting Authority, an indication of whether the information requested might be subject to further use or disclosure under paragraphs 18 to 21.

Execution of requests for information

- 13. Each request will be assessed on a case by case basis by the requested Authority to determine whether information can be provided under the terms of this Letter. In any case where the request cannot be met in full within the desired time period, the requested Authority will inform the requesting Authority accordingly and will consider, where applicable, whether other relevant information or assistance can be given.
- 14. The requested Authority may refuse to act on a request where:
 - (a) it concludes that the request is not in accordance with this Letter;
 - (b) acceding to the request would contravene the laws, rules, or regulations of the requested Authority's country;
 - (c) it concludes that it would be contrary to the public interest of the requested Authority's country for assistance to be given;
 - (d) the provision of information would adversely affect the sovereignty, security or public order of the requested Authority's country; or
 - (e) judicial proceedings have already been initiated in respect of the same actions and against the same persons before the Authorities of the country of the requested Authority.
- 15. The requested Authority will promptly inform the requesting Authority of the reasons why it refuses to act on a request made under this Letter.
- 16. Any document or other material provided in response to a request under this Letter and any copies thereof should be returned on request to the extent permitted by national laws and regulations.

CONFIDENTIALITY

- 17. Each Authority will keep confidential all information received or created in the course of cooperating, to the extent consistent with its laws and/or regulations. Article 100 of the National Public Service Act in Japan and article 82 of the Luxembourg law of December 18, 2009 respectively bind:
 - (a) employees and the former employees of the Authorities;
 - (b) persons involved in the governance of the Authorities; and
 - (c) otherwise associated with the Authorities

to official secrecy or restrict the disclosure of information provided in respect of audit regulation and oversight.

18. Any oversight information received must be used only for the exercise of their functions of public oversight of Auditors. If any Authority intends to use information received or created in the course of cooperation for any purpose *other* than those stated in the request, it must obtain the prior written and specific consent of the requested Authority. If the requested Authority consents to the use of information for a purpose other than that stated, it may subject its consent to conditions.
19. Information received should not be used in criminal proceedings carried out by a court or judge, including as evidence in criminal court. In the case that such use is needed, an additional request must be made in accordance with procedures prescribed in the relevant law for international mutual assistance in investigation.
20. If the Authority is required to disclose the information received from the other Authority in order to comply with its obligations under its domestic laws and/or regulations, the authority will consult with the other Authority before disclosing it. If the other Authority objects to the disclosure, the Authority will make its best efforts in resisting the disclosure of the information at issue.
21. An Authority that intends to disclose to a third party any information received or created in the course of cooperation, other than in cases referred to in paragraph 20, must obtain the prior written and specific consent of the Authority which provided the information. The Authority which intends to disclose this information will indicate the reasons and the purposes for which the information would be disclosed. The requested Authority may make its consent to the disclosure of the information subject to conditions.

THE TRANSFER OF PERSONAL DATA

22. This Letter is subject to a framework between the Authorities on the transfer of personal data as set forth in the Annex to this Letter.

OTHER

23. All communication and reports between both Authorities will be in English. If the requested Authority needs to provide information and/or documents in a language other than English, the requested Authority will inform the other Authority to that effect in advance. When information and/or documents provided are in a language other than English, the requesting Authority bears the costs of translation.
24. The Authorities will, at the request of either Authority, consult on issues related to the matters covered by this Letter, and otherwise exchange views and share experiences and knowledge gained in the discharge of their respective duties to the extent consistent with their respective laws and regulations. The Authorities also express their willingness to hold a

dialcgue or exchange views about matters of common interest and concern as appropriate, with a view to deepening mutual understanding between the Authorities.

25. The Authorities may consult informally, at any time, about a request or proposed request or about any information provided.
26. The Authorities may consult and revise the terms of this Letter in the event of a substantial change in the laws, regulations, or practices affecting the operation of this Letter, or if the Authorities themselves wish to modify the terms of their cooperation.
27. The terms and conditions stated in this Letter do not apply to publicly available information.

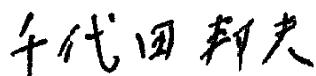
DURATION

28. This Letter will be commenced from the date of signature.
29. The cooperation under this Letter may be terminated by either Authority at any time upon giving at least thirty days prior written notice to the other Authority. If either Authority gives such notice, this Letter will continue to have effect with respect to all requests that were made before the effective date of notification until the requesting Authority terminates the matter for which assistance was requested. The information exchanged pursuant to this Letter will remain confidential, consistent with paragraphs 17 through 22.

Yours Sincerely,



Mr. Ryutaro Hatanaka
Commissioner
Financial Services Agency
Government of Japan
3-2-1 Kasumigaseki
Chiyoda-ku, Tokyo
Japan 100-8967



Dr. Kunic Chiyoda
Chairman
Certified Public Accountants and
Auditing Oversight Board
Government of Japan
3-2-1 Kasumigaseki
Chiyoda-ku, Tokyo
Japan 100-8905